

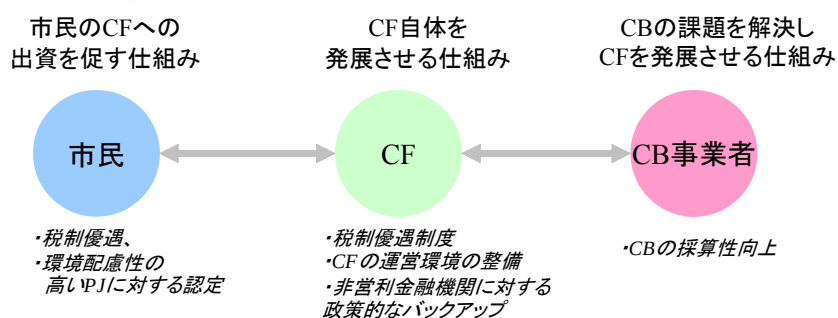
第5章 海外事例調査

I. 調査概要

1. 調査の仮説と観点

市民出資・市民金融への出資に対するインセンティブの向上等、市民出資・市民金融の取り組みを持続可能にし、発展させるための仕組みのあり方を、国外の事例を基に検討する。市民出資・市民金融の取り組みを発展させるために、各主体に対して働きかける可能性のある事項としては、以下が考えられる。

- 市民が市民出資・市民金融へ出資することを促す仕組み：税制優遇、環境配慮性の高い PJ に対する認定、等
- CF 自体を発展させる仕組み：税制優遇制度、市民出資・市民金融の運営環境の整備、非営利金融機関に対する政策的なバックアップ、等
- CB の課題を解決し市民出資・市民金融を発展させる仕組み：CB 採算性向上、等



以上（１）～（３）を促進させる方策を検討する上での参考事例として以下を選び、海外事例調査を行った。³¹

図表 1 対象事例一覧

対象事例	施策内容
グリーンファンド・スキーム (オランダ)	・環境配慮事業に対して環境面からの効果認定を政府が行い、投融資を促進させる ・預金者・投資家に対する優遇税制を盛り込み民間資金流入を促す
コミュニティ開発金融機関 (アメリカ、イギリス)	・環境事業を含むコミュニティ開発や CB 事業者によるスモールビジネス、金融排除是正に資する活動に対する資金循環を促すコミュニティ開発金融機関に対して、政策的なバックアップを行う

³¹ 本章における金額の記載にあたっては、2008 年 12 月 1 日時点での為替相場を参考に作成した。このため本文中の表記では、1 ポンドは 147 円、1 ユーロは 121 円、1 ドルは 96 円で計算した。

2. 調査にあたっての問題意識

➤ グリーンファンド・スキーム

環境コミュニティ・ビジネス（CB）事業者が資金調達を行う際の課題のひとつとして、実施する事業の環境面での効果を資金の貸し手に説明し立証することが難しい点が挙げられる。

本調査の実務者検討会や有識者ヒアリングでも、「環境事業の評価を金融機関が行うことは難しい」という意見が聞かれた。また、昨年度の調査でも、CF が投融資を行う際、環境面での評価の正確性を向上するための試みを行ったところである。

また、預金者・投資家の立場から考えると、自らが行った出資や融資に対して、経済的なリターンが得られれば、環境保全活動を出資や融資によりサポートすることに対するインセンティブが向上するものと考えられる。例えば協同組合や地域所有による風車事業が盛んなデンマークの例では、出資に対する税制優遇等のインセンティブが付く。しかしわが国においてはこうしたインセンティブについてはあまり検討がされてこなかった。

そこで本調査では、広範な分野の環境事業に対して第三者機関によるグリーンプロジェクトの認定と、グリーンプロジェクト預金者・投資家に対する優遇税制とがセットになった「グリーンファンド・スキーム」を取り上げその仕組みの分析を行う。

【本事例における問題意識・視点】

- ・ 第三者機関による環境面の効果・効用の認証・認定の意義の検討
- ・ 出資者・預金者に対するインセンティブ向上のための政策・方策やその効果の確認

➤ コミュニティ開発金融機関（以下：CDFI と略称）

環境保全活動等の地域社会の課題解決に向けて取り組む CF にとっての課題のひとつに、CF を運営する上で必要な資金をどのように調達するかという点がある。

この点において、欧米では税制優遇や地域開発金融機関向けの基金を設置する等の政策的な誘導策を取ることで、民間の資金を社会的活動へ振り向けるための支援策を講じている。

ここでは、社会的課題解決のために活動する地域開発金融機関（CDFI）に着目し、政策的なインブリケーションを得るため事例分析を行う。CDFI による取り組みは、アメリカにおいて早くから取り組みが進められてきたものではあるが、今回は特に、ソーシャル・エンタプライズ支援の具体化策のひとつとして CDFI 支援を政府主導で進めてきたイギリスに着目し、政府としてどのようなサポートを行うことが市民出資・市民金融の発展に繋がるか検討を行うものとする。

調査においては、CDFI に対する投資に対して税制優遇措置が取られる CITR（地域投資優遇税制）やフェニックス・ファンド、全英の CDFI で構成される CDFA（Community Development Finance Association）の活動状況、CDFI による事業者に対する資金面以外の支援状況等を中心に実態把握に努める。

【本事例における問題意識・視点】

- ・ ソーシャル・エンタプライズ育成において、グラスルーツの非営利金融が果たす役割の掌握
- ・ 非営利金融機関の運営環境を整備するにあたっての、政策的なバックアップの内容の掌握
- ・ 出資者・預金者に対するインセンティブ向上のための政策・方策やその効果の確認

3. ヒアリング先

ヒアリング対象とした団体は下記の通り。各団体の詳細については次ページ以降に示した。

➤ グリーンファンド・スキーム

団体名	インタビュー対象者	肩書き
VROM (Spatial Planning and the Environment and Policy Affairs Directorate)	Just van Lidth de Jeude	Coordinator Technology
SenterNovem	Anton Duijnhouwer	coordinator Groen Beleggen
Triodos Bank	Daniël Povel	Manager Groenprojectfinancieringen Zakelijke Relaties
Rabo Green Bank	Huub Keulen	Manager a.i.

➤ コミュニティ開発金融機関

団体名	インタビュー対象者	肩書き
BERR (Department for Business Enterprise&Regulatory Reform)	Seb Aslan	Assistant Director
Financial Services Authority	Michael Cook	Technical Specialist CDFI and Mutuals Policy Permissions, Decisions and Reporting
Community Development Finance Association	Claire Caffrey	Capacity Building Manager
London Rebuilding Society	Naomi Kingsley Bruce Wood	Chief Executive Head of Enterprise Investment
Foundation East	Bob Marchant Peter Davis	CEO Business Loan Manager
GLE oneLondon	Nicholas Nicolaou	Managing Director

II. 各事例の調査結果

1. グリーンファンド・スキーム（オランダ）

1.1 制度設置の経緯

グリーンファンド・スキームは、1995年に運用が開始された。

グリーンファンド・スキームの制度設置には、ヨーロッパの代表的なソーシャルバンクのひとつであるトリオドス銀行（Triodos Bank、本社オランダ）が大きな影響を与えた。

トリオドス銀行は、1980年に誕生した比較的新しい銀行で、現在オランダ、ベルギー、イギリス、スペイン、ドイツに支社を持つ（トリオドス銀行の詳細については1.5.3 (1) 参照）。トリオドス銀行は、持続可能な社会に資する事業に対する投融資を行うために誕生した銀行であり、環境事業に対しても積極的な運用を実施している。

トリオドス銀行は1990年、オランダで初めて有機農業に関するグリーンファンドを立ち上げた。このファンドは当時未開拓であった有機農業の拡大を目指すもので、投資家を集め資金調達を行い、積極的に農業用地を買収、有機農業を実施したい農業者に対する土地の斡旋を行っていた。また、その後風力発電事業を対象とするファンドとグリーン・インベストメントファンドを立ち上げた。

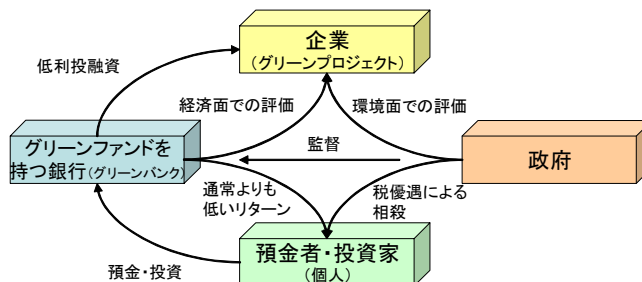
1998年、トリオドス銀行ではこれら3つのファンドを「Triodos Green Fund」として一括すると共に府に対して税制優遇制度を求め働きかけを行った。国内では、当時の政権与党を中心に環境事業への投資に対する税制優遇を進める議論が盛んになり、グリーンファンド・スキームが誕生した。

1.2 スキームの概要

グリーンファンド・スキームでは、まず、オランダの主要な銀行が、スキームの仲介金融機関として認定された子会社である「グリーンバンク」を設立する。

グリーンバンクは顧客である個人に対し預金あるいは投資信託の提供を行う。預金あるいは投資を行った個人は1人あたり年間53,421ユーロ（約6,463,941円）まで、キャピタルゲイン課税（税率1.2%）が免除される。更に所得税では、1.3%分の控除を受けられる。つまり最大で2.5%の優遇措置を受けることができる。一方で環境関連事業を行おうとする事業者は事業計画書を作成、グリーンバンクに対して投融資を申請する。グリーンバンクは担保の設定を含めて一般の融資と同様の審査を実施する。グリーンバンクが融資可能と判断した場合は、グリーンバンクは住宅・国土計画・環境省に、「グリーン証明書」の交付を申請する。申請に基づき国の外郭団体である認定機関が、申請のあった事業を主に技術的側面から審査し、合格すれば環境保全事業と認定、グリーン証明書を交付する。認定された事業には、各金融機関が融資を実施、グリーンプロジェクトとして低利の融資が適用される。

図表 5-1 グリーンファンド・スキームの全体像



1.3 グリーンプロジェクトの認定について

1.3.1 対象となるグリーンプロジェクト

グリーンファンド・スキームで対象となるグリーンプロジェクトの主要分野は、①自然・森林保全活動に関するもの、②有機農業、③環境基準を満たした温室での園芸栽培、④省エネルギー型設備を導入している温室の建設や改修、⑤アグリフィケーションに関する事業、⑥再生可能エネルギー、⑦環境に配慮した住宅建設、⑧自転車専用道路の建設、⑨環境基準以上の自発的な土壌衛生対策である。対象となる環境事業者に法人格等の縛りはない。

1.3.2 グリーンプロジェクトの申請プロセスと認定基準

グリーンバンクは、プロジェクトから融資の申し込みを受け、融資可能な案件について、住宅・国土計画・環境省にグリーン・サーティフィケート（証明書）を申請する。証明書の発行に関する審査は、住宅・国土計画・環境省から委託された2つの認定機関（Laser、Senter Novem）が担当する。証明書を得て、グリーンプロジェクトとして認可されたもののみ、融資に税制優遇措置が適用される。

本調査では、グリーンプロジェクトの認定審査を担当している Senter Novem に対して現地にてヒアリング調査を行った。Senter Novem とは経済省が所管する外郭団体で、技術革新・環境・エネルギー等に関する研究を行う。Senter Novem では研究員を含む職員を1,200名程度雇用しており、オランダでは比較的大規模な研究機関である。

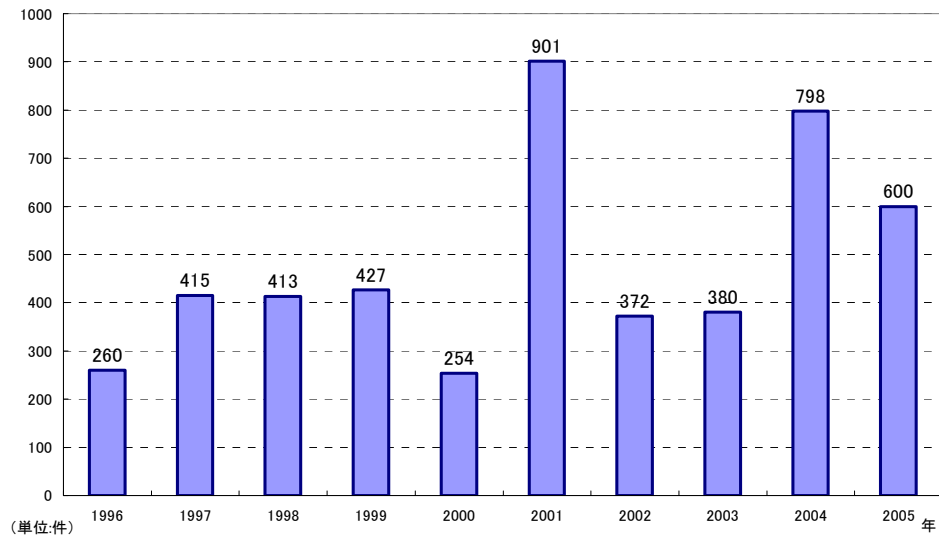
Senter Novem では、審査書類整理等の事務処理を行う専属スタッフは2名、他に100名以上のスタッフが各分野のエキスパートとしてプロジェクトの審査を行っている。審査の際には、環境事業の技術面での革新性・法的観点等がチェックされ、革新性が極めて高い数パーセントの事業については、認証の際に実地調査が実施される例もある。各分野の認定要件は極めて詳細に決められている。証明書は、組織ではなく、個別のプロジェクト毎に与えられ、新規のもののみを対象とする。発行された証明書の有効期間は通常10年間である。

1.3.3 グリーンプロジェクトの申請及び認定に関する実績

(1) グリーンプロジェクト申請状況

グリーンファンド・スキームによる投融資額は、本スキームが開始された1995年から、年々広がりを見せ、1996年から2005年までに総計で4,828件の申請があった。申請件数は制度開始翌年の1997年から1999年までは400件程度で安定して推移していたが、オランダ政府は2000年と2002年に税制優遇措置の中止を検討、その結果、当該年度の申請件数は急激に減少した。しかし制度の継続性について信頼が回復するとともに、申請件数も上昇した（図表 5-2）。

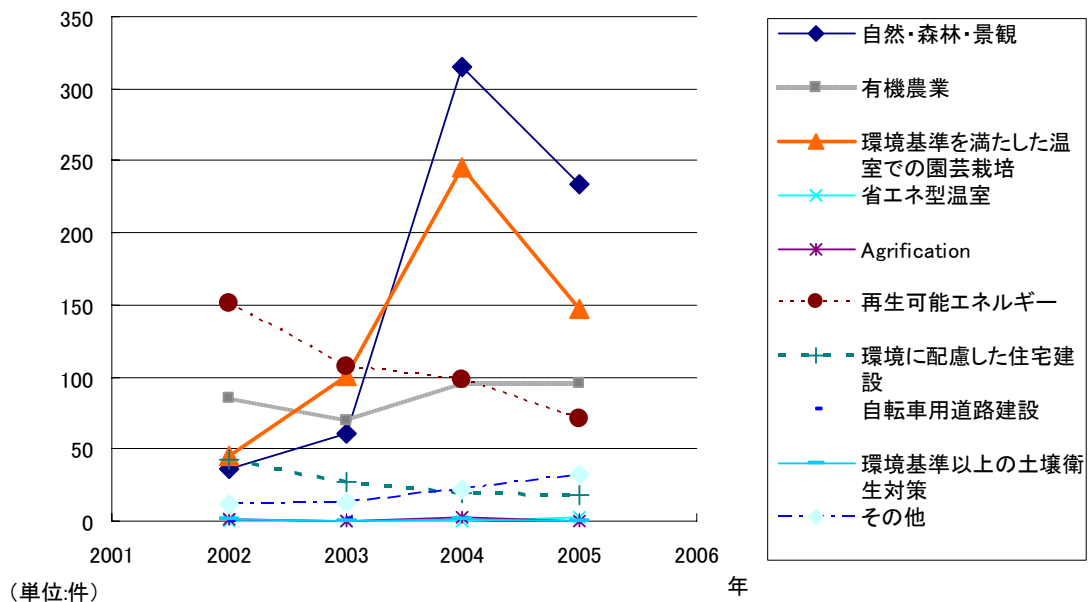
図表 5-2 グリーンファンド・スキーム申請件数の推移



(資料) The green funds scheme annual report (2003.2005.2007) を参照し三菱UFJ リサーチ&コンサルティング作成

グリーンファンド・スキームの申請について分野別の割合を見ると、①自然・森林・景観、②有機農業、③環境基準を満たした温室での園芸栽培、④再生可能エネルギー分野の事業が多いことがわかる。特に2004年以降は自然・森林・景観、環境基準を満たした温室での園芸栽培の申請件数が伸びている(図表 5-3)。

図表 5-3 分野別認定プロジェクト申請件数



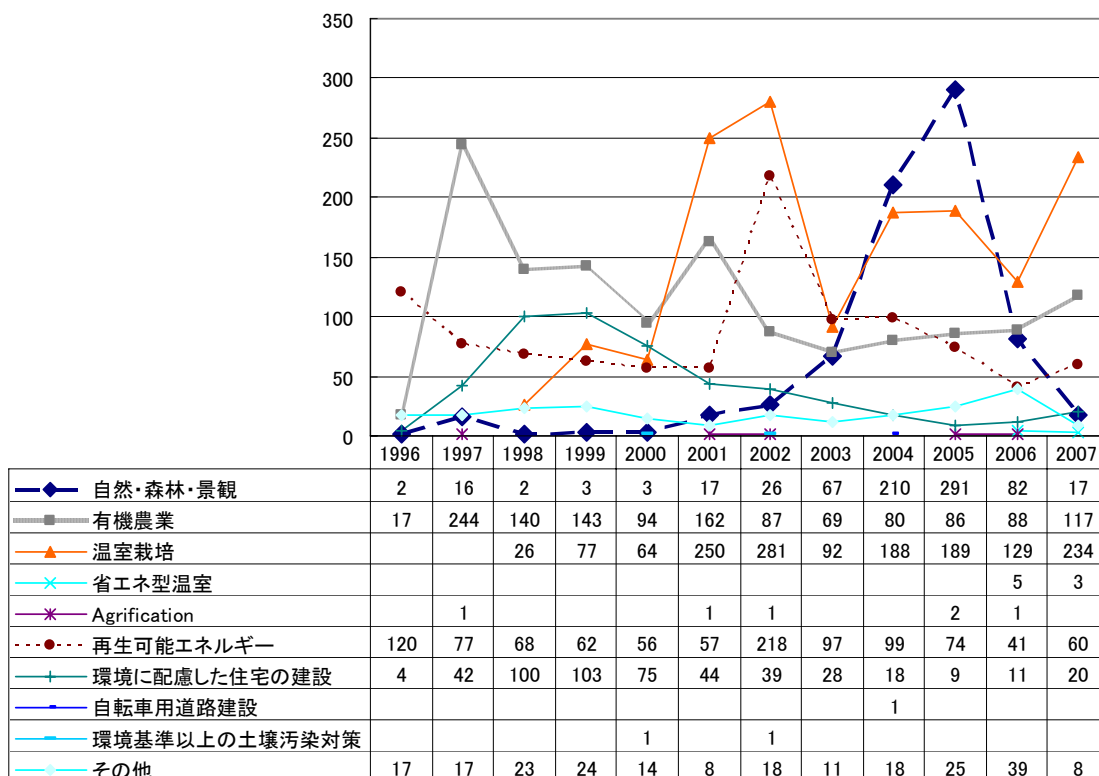
(資料) The green funds scheme annual report (2003.2005.2007) を参照し三菱UFJ リサーチ&コンサルティング作成

(2) グリーンプロジェクトの認定実績

認定されたグリーンプロジェクトの件数は下記の通り。最新のデータである2007年度の実績では、温室栽培（環境基準を満たした温室での園芸栽培）が234件と最も多い。また有機農業関連の申請も多く、農業国であるオランダの状況を反映している。また再生可能エネルギー関連の申請は制度開始当初から安定して多く申請されている（図表 5-4）。

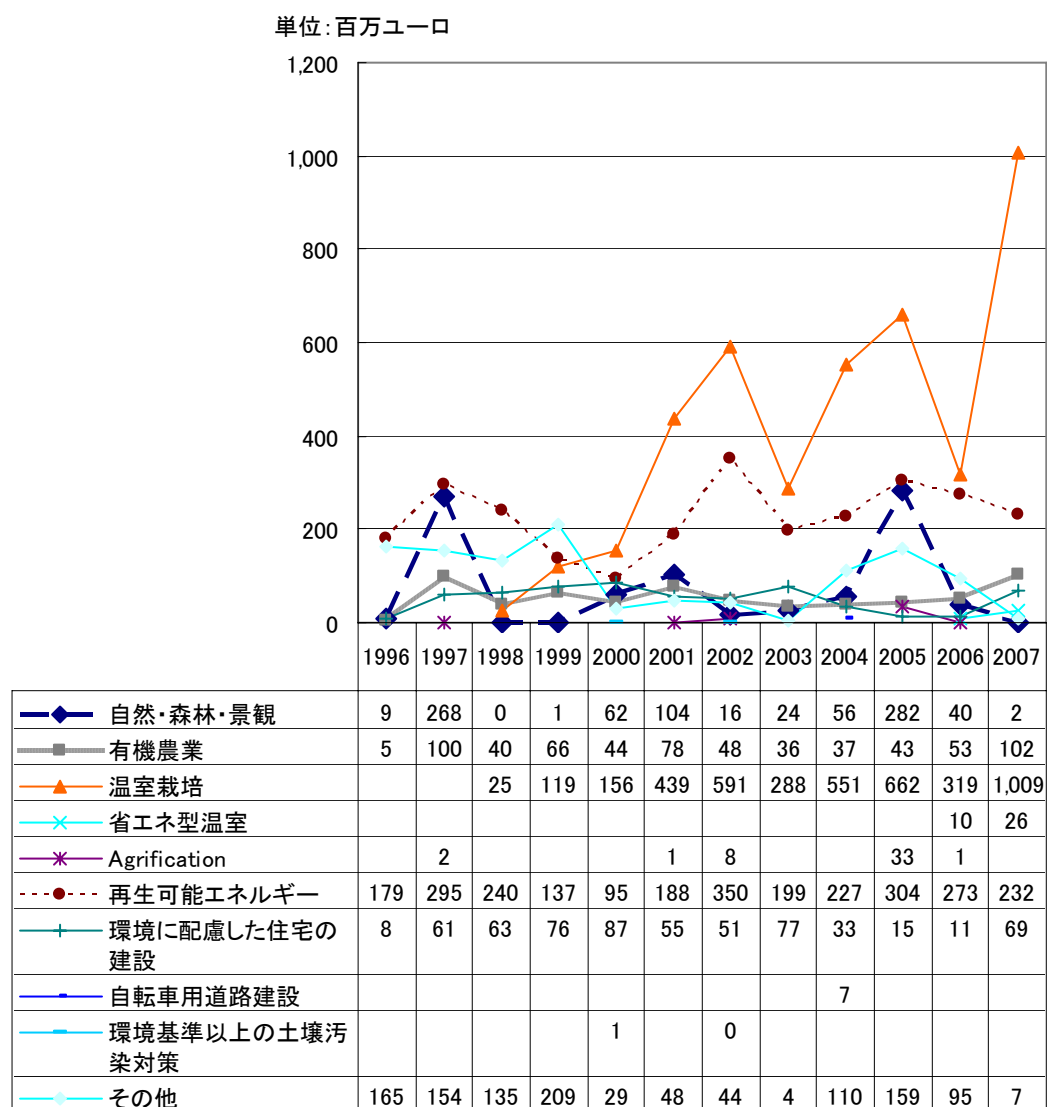
認定実績を金額ベースでみると、2000年から2007年まで連続して最大が温室栽培（環境基準を満たした温室での園芸栽培）、次いで再生可能エネルギーとなっていることから、認定されたプロジェクト1件あたりの投資金額が比較的大きいことがわかる（図表 5-5）。

図表 5-4 1996年～2007年までのグリーンプロジェクトの認定実績（件数）



（資料）The green funds scheme annual report（2003.2005.2007）を参照し三菱UFJ リサーチ&コンサルティング作成

図表 5-5 1996 年～2007 年までのグリーンプロジェクトの認定実績（金額）



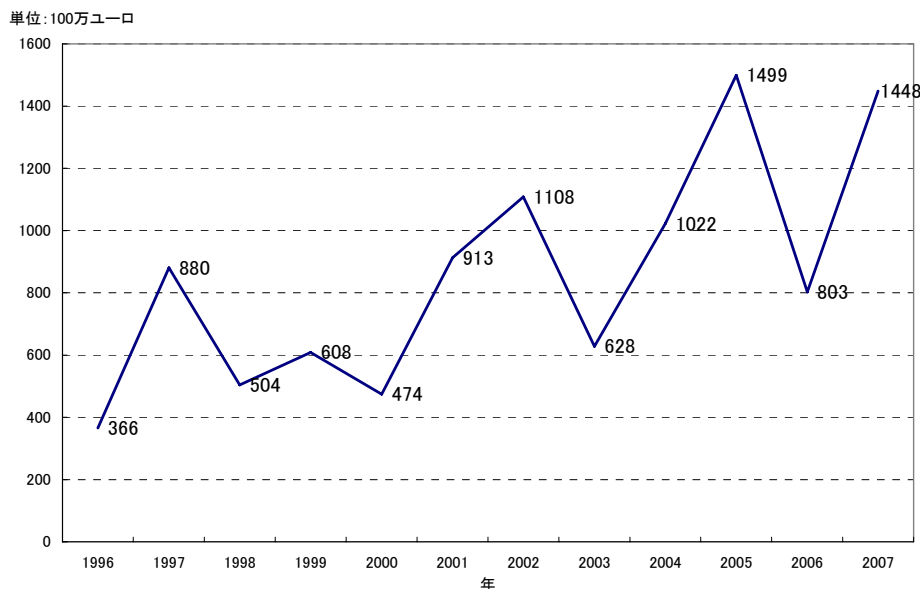
（資料）The green funds scheme annual report（2003.2005.2007）を参照し三菱UFJ リサーチ&コンサルティング作成

1.4 グリーンファンド・スキームを通じた投融資実績

グリーンファンド・スキームの配賦金については、次の通り。これによれば2005年度の配賦金が約14億9,900万ユーロ（約1,813億7,900万円）と最大、次いで2007年度の14億4,800万ユーロ（約1,752億800万円）が続く。また、配賦金額は、申請件数と同様に2000年と2003年に落ち込みが見られる（図表5-6）。グリーンファンド・スキームは環境面でのチェックが厳しくプロジェクト全体ではなく一部に適用される場合もあること（例えば環境に配慮した住宅建設であれば、省エネ設備等によりのみグリーンファンド・スキームの適用が認められる等）、評価そのものが比較的厳格に運用されるため、事業者の多くは、グリーンファンド・スキームを通じた資金調達以外にも、通常融資による資金調達等複数の手法により資金を調達するのが一般的である。

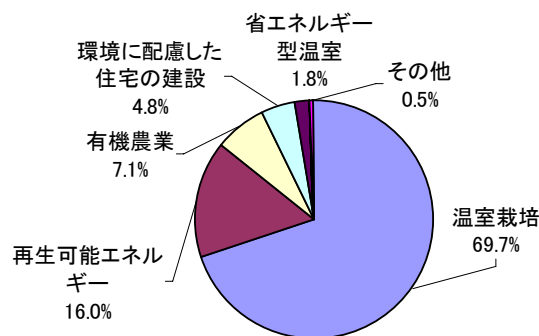
2007年度のグリーンファンド・スキームを通じた投融資実績としては、温室栽培が69.7%を占める。続いて再生可能エネルギー関連の投融資が16.0%、有機農業7.1%、環境に配慮した住宅の建設（4.8%）が続く（図表5-7）。

図表 5-6 グリーンファンド・スキーム配賦資金の推移



(資料) The green funds scheme annual report (2003.2005.2007) を参照し三菱UFJ リサーチ&コンサルティング作成

図表 5-7 グリーンファンド・スキームを通じた投融資実績（各分野の割合）



(資料) the green funds scheme annual report (2007) を参照し三菱UFJ リサーチ&コンサルティング作成

1.5 グリーンバンクについて

1.5.1 グリーンバンクの仕組み

グリーンファンド・スキームでは、スキームに参加する金融機関が「グリーンバンク」、あるいは「グリーンファンド」と呼ばれる子会社を設立する。グリーンバンク／グリーンファンドは銀行免許を持つ独立した法人である。

グリーンバンク／グリーンファンドは、金融機関としての健全性について、オランダ中央銀行からの監督を受けている。金融監査の基準は通常の監査と変わらない。またグリーンバンクへの預金は、預金保険機構を通じて通常の銀行と同様に保護される。

グリーンバンク／グリーンファンドは、環境事業への融資を行うよう規制されており、投資家・預金者から集めた資金の 70%以上をグリーンプロジェクトに融資することが義務付けられている。残りの 3 割は、金融機関側のリスク分散のために環境に関係しないその他の融資や国債の購入等にあてることができる。環境事業への融資割合に関する規制は、環境省により監督が行われている。したがって各金融機関は毎年環境省に実績を報告している。

現在、グリーンファンド・スキームに参加している金融機関は下記の通り。なお、制度開始当初からグリーンファンド・スキームに参加していた金融機関は、トリオドス銀行、ASN の 2 行であった。その後、ラボバンク、ING、ABNAMRO が参加、また Fortis の参加はごく近年のことである。

本調査では、グリーンファンド・スキーム導入のきっかけをつくったトリオドス銀行（トリオドス・グリーンファンド）と、グリーンファンド・スキーム最大の利用者であるラボバンク（ラボ・グリーンバンク）の 2 行を訪問した。

図表 5-8 グリーンファンド・スキームに参加している金融機関一覧

・ ABNAMRO Groen Fonds	・ ABNAMRO Groenbank
・ ASN Groenprojectenfonds	・ Fortis Groenbank BV
・ ING/Postbank Groen NV	・ Rabo Groen Bank BV
・ Nationaal Groen Beleggingsfonds	・ Triodos Groenfonds NV

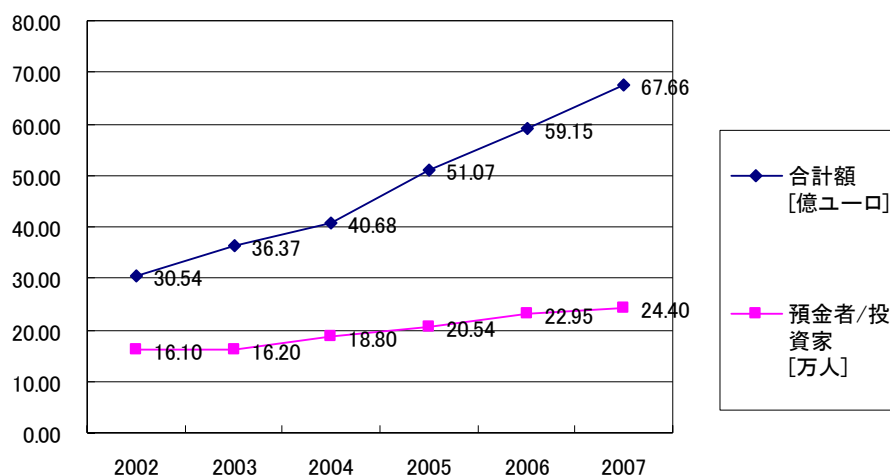
(資料) The green funds scheme annual report (2007) を参照し三菱UFJ リサーチ&コンサルティング作成

1.5.2 グリーンファンド・スキームへの合計投資額及び預金者・投資家数の実績

一般市民がグリーンファンド・スキームに参加するには、2つの方法がある。ひとつはグリーンバンク・グリーンファンドが発行する債券（Green Bond、Green Certificate、Green banknote 等と呼ばれるもの）の購入である。債券は通常 3 年・5 年・10 年等の期間や利回りが予め決まっている。もうひとつは市場で直接売買され運用成績によって利回りが決まるインベストメント・ファンドへの投資である。なお、グリーンバンク・グリーンファンドへ投融資できるのは個人に限られている。

この両者をあわせたグリーンバンク・グリーンファンドへの合計預金・投資額、及び預金者・投資家の人数の推移は下記のとおり。最新の実績では預金・融資の合計額は 67 億 6,600 万ユーロ（約 8,186 億 8,600 万円）、預金者・投資家数は 24 万人にのぼる。投資額、預金者・投資家数ともに制度開始以来順調に増加しており、グリーンファンド・スキームの預金者・投資家の信頼は高い。

図表 5-9 グリーンファンドへの合計投資額、及び預金者/投資家数



(資料) The green funds scheme annual report (2003.2005.2007) を参照し三菱UFJ リサーチ&コンサルティング作成

1.5.3 事例

(1) トリオドス銀行（トリオドス・グリーンファンド）

1) 概要

トリオドス銀行は1980年に誕生した比較的新しい銀行で、現在オランダ、ベルギー、イギリス、スペイン、ドイツで事業を展開している。

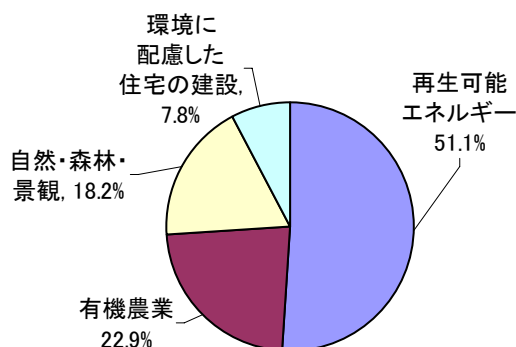
トリオドス銀行は前述のとおり、1998年に本スキーム導入のきっかけとなる「Triodos Green Fund」を立ち上げた。同行は、社会的な目的をもつオルタナティブな金融機関を自らの使命とし経営されている代表的なソーシャルバンクのひとつで、①クオリティ・オブ・ライフ、あるいは個人の尊厳の向上につながる金融サービスの提供、②環境保全活動や持続可能な開発に繋がる金融サービスの提供、③カスタマーひとり一人の能力発揮（マイクロファイナンスやフェアトレードといった貧困や不利な立場からの脱却を促す融資等）に繋がる金融サービスの提供の3つをミッションとしている。この3つの理念に基づく融資を基本としているため、原子力発電や化石燃料使用促進、アルコール産業、性産業、兵器、タバコ、ドラッグ等の産業への融資等を行われていない。

トリオドス銀行では、グリーンファンド・スキームの運用にあたり、トリオドス・グリーンファンドを設置している。トリオドス・グリーンファンドはトリオドス銀行とは別法人である。トリオドス・グリーンファンドは、ファンドマネージャー、財務担当者、バックオフィス担当者等十数名を雇用している。

2) 投資対象となる環境事業の実績

2007年度の投資実績は、4億1,500万ユーロ（約502億1,500万円）、288件であった。このうち再生可能エネルギーが98件、金額ベースでは約半数の2億1,250万ユーロ（約257億1,250万円）を占める。次いで有機農業が22.9%で9,450万ユーロ（約114億3,450万円）、但し件数としては最大で155件である。自然・森林・景観に関連する事業は18.2%で7,570万ユーロ（約91億5,970万円）、件数としては7件である。環境に配慮した住宅の建設が7.8%である。

図表 5-10 グリーンファンド・スキームを活用した投資の分野割合
(トリオドス・グリーンファンド 2007 年度金額ベースでの割合)



(資料) ヒアリング時に提供された資料 (Triodos Bank Van Nature betrokken—The Green Fund Scheme A tool to involve individual investor in order to enhance a sustainable world (2008) を参照し三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

いずれの場合においても、融資対象となる事業者を発掘することには事欠かず、グリーンファンド・スキームを使った低利融資に申し込みたいという事業者は常に存在するとのことである。

また、トリオドス銀行はオルタナティブな金融を使命とするソーシャルバンクであるため、融資先の選定には①クオリティ・オブ・ライフ、あるいは個人の尊厳の向上につながる金融サービスの提供、②環境保全活動や持続可能な開発に繋がる金融サービスの提供、③カスタマーひとり一人の能力発揮といった観点からのスクリーニングが実施される。また環境事業についても効果及び社会的波及効果に照らした独自の基準を有しているため、グリーンファンド・スキームで規定されている以上に厳格な認定要件を事業者に課しているケースや、省エネルギー事業に資する事業であっても、石油化石燃料の消費を誘発する事業への融資については対象としていない。また、バイオ燃料に関しては生産国への影響等を考慮し、申請の対象としなかった例もあるとのことであった。バイオ燃料、温室栽培（環境基準を満たした温室での園芸栽培）等については、環境省や認定機関に対してさらなる環境要件の引き上げを提案しているとのことである。

3) 預金者・投資家の動向

トリオドスグループの場合、上述した市場で直接売買され運用成績によって利回りが決まるインベストメント・ファンドのみを取り扱っており、グリーンバンクはない。しかし投資家・預金者からの要望が強くなってきたことから、2009 年にはトリオドス・グリーン・バンクを立ち上げる予定である。

(2) ラボバンク（ラボ・グリーンバンク）

1) 概要

ラボ・バンクは、19 世紀終わりに誕生したオランダでも歴史ある協同組合型金融機関のひとつで、設立当初から農業者を中心に組合員が構成されている。現在は、ラボバンク・グループとして、43 カ国、60,000 人のスタッフを有する。

ラボバンク・グループは、ラボバンク・ネザーランド、ラボバンク・インターナショナル、174 のローカル・ラボバンクの3つからなる。ラボバンク・ネザーランドは、傘下にアセット・マネジメントを行う Robeco やマイクロクレジットの普及支援等を行うラボバンク・ファンデーション等の独立子会社を有している。ラボ・グリーンバンクもこれらと同様、ラボバンク・ネザーランドの子会社のひとつである。

ラボ・グリーン・バンクは、銀行免許を持つ独立したひとつの法人である。預金の取り扱いも行っており、預金保険機構を通じて通常の銀行と同様に預金は保護される。取締役は2名、監査役は3名、スタッフは総勢 13 名～14 名程度である。スタッフのうち7名はバックオフィスとして事務手続きを担当し、残る6～7名はローカル・ラボバンクとの連絡調整やラボバンク・ネザーランドの CSR 担当部署、あるいはラボバンク・インターナショナルとの連絡調整を担当している。非常に少人数で銀行業務を実施しているが、ラボ・グリーン・バンクへの融資相談や受付、貸付の実施、回収等ほとんど全ての業務はラボバンク・ネザーランドが行っている。

グリーンファンド・スキームを通じた融資への申し込みは、174 あるローカル・ラボバンクを通じて受け付けられる。但し再生可能エネルギー等一部のグローバル企業からの引き合いについては、ラボバンク・インターナショナルが受け付ける場合もある。

融資案件は、通常ローカル・ラボバンクからラボ・グリーン・バンクに照会される。ラボ・グリーン・バンクは認証機関（Senter Novem 等）に提出するグリーン・サーティフィケートを作成・提出、従って、ローカル・ラボバンクでは環境面での効果等の判断は行っていない。

2) 投資対象となる環境事業の実績

ラボバンク・ネザーランドは、グリーンファンド・スキームが始まった当初スキームには参加していなかった。しかし現在ラボ・グリーン・バンクはグリーンファンド・スキームによる投融資のうち金額ベースで 50%以上のシェアを占め最大である。

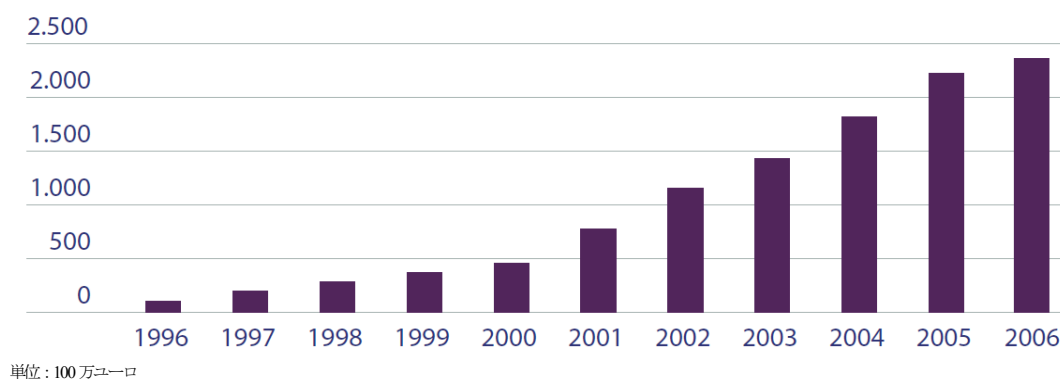
グリーンファンド・スキームでは投資家・預金者から集めた資金の 70%以上をグリーンプロジェクトに投融資することを義務付けているが、ラボ・グリーン・バンクではこの規制を確実にクリアするために、毎年のグリーンプロジェクトへの投融資割合を 75%以上とするよう内部で規定を設けている。なお、2007 年度の実績では 85%以上が環境事業に投融資された。

ラボ・グリーン・バンクの場合、毎年融資総額は増加を続け、グラフにない 2007 年度、2008 年度の融資実績はそれぞれ 26 億ユーロ（3,146 億円）、33 億ユーロ（約 3,993 億円）であった（図表 5-11）。

また、ラボ・グリーン・バンクによる主要なグリーンファイナンスの内訳を見ると、省エネ型温室が 15 億ユーロ（約 1,815 億円）と 65%を占める。またこの割合は 2007 年度・2008 年度にかけ 80%

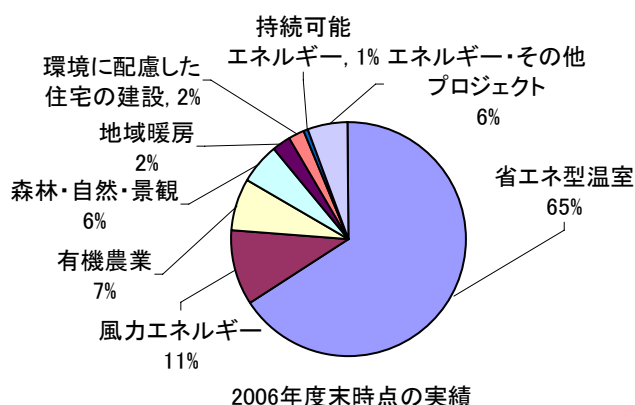
程度に達する等徐々に上昇しているとのことであった。この傾向は農業者が多いラボバンク・ネザーランドの顧客層を濃厚に反映しているものである（図表 5-12）。現在、グリーンファンド・スキームでは温室栽培に関する環境基準を引き上げること検討している。ヒアリングではラボ・グリーン・バンクから、温室栽培以外の投融資以外にも領域を開拓する必要があるとの認識を持っているとのこと、その場合はその他の銀行との競争が激化することを意味するとの認識もあるとのことであった。

図表 5-11 ラボ・グリーン・バンクの年度別の融資総額



（資料）Jaarbericht2006（2006）を参照し三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成。なお、融資金額の実数を公表しているデータはない。

図表 5-12 ラボ・グリーン・バンクによる主要なグリーンファイナンスの内訳



（資料）Jaarbericht2006（2006）を参照し三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成。なおラボ・グリーン・バンクによる分野のカテゴリ名称は Senter Novem 等が一般的に使用している呼称と一致していない。

3) 預金者・投資家の動向

ラボ・グリーン・バンクは、現在約8万人の預金者・投資家を有する。

ラボ・グリーン・バンクは2007年度に13の証券を発行、すべての証券がトリプル A（AAA）の評価を受けている。協同組合理型銀行という特色もあり、市場の影響をうけにくいこと、また独自に100%の返済保証をしているためリスクが低く、非常に人気が高いため証券は発売初日に即日完売す

るほどの人気だということであった。

またラボ・グリーン・バンクでは、2007 年から債券だけではなく、預金口座 (Green Saving Account) も開設している。預金口座 (Green Saving Account) は普通口座であり、35 ユーロ (約 4,235 円) を下限に誰でも口座を持つことができる。2008 年度時点で約 2 万人がラボ・グリーン・バンクに口座を持っており、合計で 2 億ユーロ (約 242 億円) 程度の規模である。

預金口座 (Green Saving Account) の場合、口数を限定して販売する証券と異なり預金額がどの程度まで増加するかコントロールが難しいことから、グリーンファンド・スキームで定められている 70%ルールに抵触する可能性が否定できない。ラボ・グリーン・バンクではこの危険性について常に考慮すべき事項であるとの認識をした上で、現在のところ融資先には事欠かず、85%程度は環境事業への投融資に当てられていることから特に問題が発生することはないだろうとの判断を行ったとのことであった。

ラボ・バンクグループとして、Green Saving Account のような特定目的口座の開設を行うのは初めてのことであった。Green Saving Account の成功をきっかけとして、現在は芸術関係の特定目的口座の開設も文部省と協議を実施しているところとのことであった。

1.6 環境面での効果

グリーンプロジェクトは環境面で様々な効果がある。例えば有機農業は、農薬使用量の削減、アンモニア等の汚染物質の排出量削減、また、生物多様性の保護から環境問題に貢献している。その他にも様々な環境面での効果がある。それらの効果について定量化して議論することは難しいが、温室効果ガス排出の削減量等の定量化が可能な効果をまとめる。図表 5-13は、様々な種類のグリーンプロジェクトを行うことによって、どれだけ CO₂、NO_x、NH₃、その他特定農薬の排出量が削減されたか、どれだけ森林や自然が保全されたか、有機農業が始まったかを示している。

2005 年には、グリーンファンド・スキームにより 10 万ヘクタールの自然や森林が保全され、1,700 ヘクタールの土地が有機農業用の農地として使用されるようになった。また環境基準を満たした温室が新しく 189 軒作られた。こうした事業の環境負荷削減効果を算定すると、天然ガスに換算した場合は 8,300 万立方メートルのエネルギー量の削減、CO₂に換算すると 14 万 7,000 トンの削減に繋がった (図表 5-13)³²。また環境基準を満たした温室と風力エネルギーで合わせて年間 40 万トンの CO₂削減を達成しており、グリーンプロジェクト全体では 300 万トンの CO₂削減を達成している。これはオランダ 1 国の CO₂排出量の 2%に相当する³³。

2007 年には 2005 年と比べて、環境基準を満たした温室や有機農業、地域暖房ネットワーク、環境に配慮した住宅建設で効果が上がっている。環境基準を満たした温室は 2 倍に、地域暖房ネットワークはおよそ 6 倍に増大している。逆に、風力発電はおよそ 4 割減少していることがわかる (図表 5-14)。

³² この部分の記述については、SenterNovem『The Green Fund Scheme Annual Report 2005』の P20 参照。

³³ この部分の記述については、SenterNovem『The Green Fund Scheme a success story in the making』P4 参照。

図表 5-13 グリーンプロジェクトによる環境への効果（2005 年）

カテゴリー/種類	CO ₂ (ton)	NO _x (kg)	森林・ 自然保全 (ha)	有機農業 (ha)	1.4 ジクロロベ ンゼン相当 (ton)	NH ₃ (ton)
【a-d 自然・森林・景観】						
a 森林			59			
c1 地方私有地 (自然保護法 1928 年)			40			
d1 自然保護補助スキーム 2000			573			
d2 農業自然経営補助 スキーム			102,335			
【e1、e2 有機農業】						
e1 有機農業部門-農業耕作				491	100	
e2 有機農業部門-畜産業				915		25
e1/2 有機農業部門-混合				294		
【e3 温室栽培】						
e3 環境基準を満たした温室	147,000	70,560				
【g 再生エネルギー】						
g2 風力エネルギー	257,800	123,744				
g3 太陽エネルギー 発電	5	2				
g4 太陽エネルギー 熱利用	29	29				
g6 水力発電	68	33				
g7 熱ポンプ	596	596				
g8 帯水層での熱貯蔵/保冷	1,436	1,436				
g9 地域暖房ネットワーク	5,660	5,660				
【h 環境に配慮した住宅建設】						
h 環境に配慮した住宅建設	544	544				
【k その他】						
k その他プロジェクト	405,200	194,496				
合計	818,338	397,100	103,007	1,701	100	25

（資料）The green funds scheme annual report（2005） 図表 12（2005 年）と図表 13（2007 年）の「カテゴリー/種類」は当該年度に実施されたプロジェクトに依拠し記載されていることから完全には一致しない。

図表 5-14 グリーンプロジェクトによる環境への効果 (2007 年)

カテゴリー/種類	CO ₂ (ton)	NO _x (kg)	森林・ 自然保全 (ha)	有機農業 (ha)	1.4 ジクロロベ ンゼン相当 (ton)	NH ₃ (ton)
【a-d 自然・森林・景観】 A 森林						
c1 地方私有地 (自然保護法 1928 年)			34			
d1 自然保護補助スキーム 2000						
d2 農業自然経営補助 スキーム			178			
【e1、e2 有機農業】 E1 有機農業部門-農業耕作				1,115	227	
E2 有機農業部門-畜産業				3,460		95
E1/2 有機農業部門-混合				1,053		
【e3 温室栽培】 E3 環境基準を満たした温室	283,563	136,110				
【e4 再生エネルギー】 E4 閉鎖温室	2,573	1,235				
【g 再生エネルギー】 G2 風力エネルギー	152,123	73,019				
G3 太陽エネルギー 発電						
G4 太陽エネルギー 熱利用	39	39				
G5 地熱エネルギー						
G7 熱ポンプ	489	489				
G8 帯水層での熱貯蔵/保冷	141	141				
G9 地域暖房ネットワーク	32,607	32,607				
【h 環境に配慮した住宅建設】 H 環境に配慮した住宅建設	3,013	3,013				
【k その他】 K その他プロジェクト	24,373	11,699				
合計	498,921	258,352	212	5,628	227	95

(資料) The green funds scheme annual report (2007) 図表 12 (2005 年) と図表 13 (2007 年) の「カテゴリー/種類」は当該年度に実施されたプロジェクトに依拠し記載されていることから完全には一致しない。

グリーンプロジェクトは、単年で終了することはほぼなく、10～30 年程度継続する。図表 5-15)には、2001 年に実施されたグリーンプロジェクトの継続期間とその期間にわたる環境への効果の合計をプロジェクトカテゴリー/種類ごとに示した。

これによれば持続可能な住宅建設は環境効果の継続期間が長い。すべてのプロジェクトにより CO₂ 排出削減総量は、おおよそ 1,400 万トンにのぼる。このうち 57%は再生可能エネルギー（主に風力エネ

ルギーと地域暖房ネットワーク) によるもので、その他プロジェクトによって 41%の CO₂ 排出量が削減されている。NO_x の排出削減総量はおおよそ 2,000 トンにのぼる³⁴。

図表 5-15 継続的なプロジェクト実施による環境汚染物質の抑制量

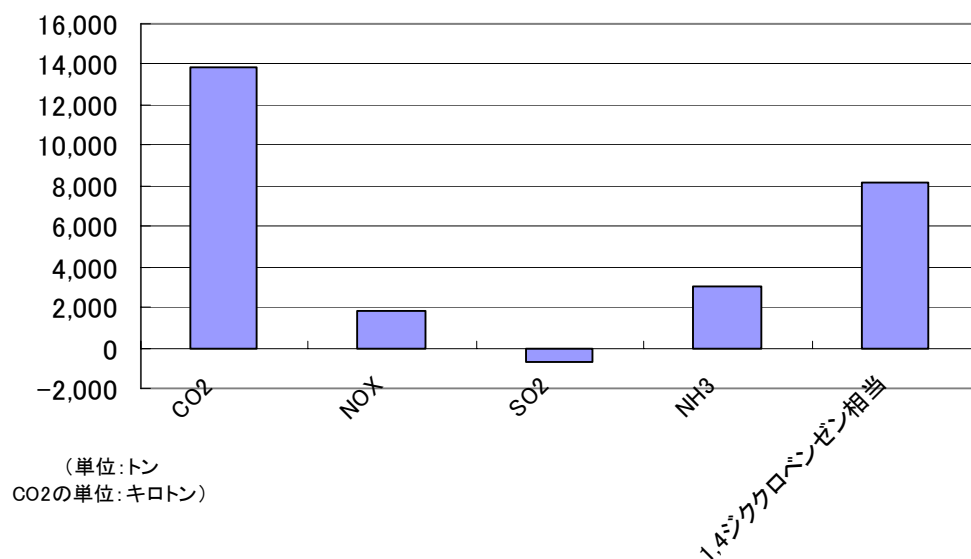
カテゴリー/種類	継続期間 (年)	CO ₂ (kton)	NO _x (ton)	SO ₂ (ton)	NH ₃ (ton)	1.4 ジクロロ ベンゼン 相当 (ton)
【e 有機農業】 e 有機農場	10	27	0	0	3,026	8,190
【g 再生可能エネルギー】 g 再生可能エネルギー		7,816	3,116	-221	0	0
g1 バイオマス発電	15	999	317	-221	0	0
g2 風力エネルギー	10	2,908	1,403	0	0	0
g3 太陽エネルギー 発電	10	6	3	0	0	0
g4 太陽エネルギー 熱利用	10	0	0	0	0	0
g5 地熱エネルギー	10	0	0	0	0	0
g6 水力発電	15	1	0	0	0	0
g7 熱ポンプ	10	9	4	0	0	0
g8 帯水層での熱貯蔵/保冷	10	32	15	0	0	0
g9 地域暖房ネットワーク	30	3,862	1,373	0	0	0
【h 環境に配慮した住宅建設】 h 環境に配慮した住居建設	40	252	90	0	0	0
【その他】 k その他プロジェクト	23	5,720	-1,401	-466	0	0
合計		13,816	1,804	-686	3,026	8,190

(資料) Sustainable profit An overview of the environmental benefits generated by the Green Funds Scheme, September (2002) を参照し、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

図表 5-16はプロジェクトの継続期間を通した環境面での効果、具体的には、CO₂、NO_x、NH₃、その他特定農薬の排出削減量を棒グラフで表したものである。図表 5-17は 2001 年度単年での環境面での効果、具体的には、CO₂、NO_x、NH₃、その他特定農薬の排出削減量を示した。プロジェクトが継続することで環境面でより大きな効果が期待できる。

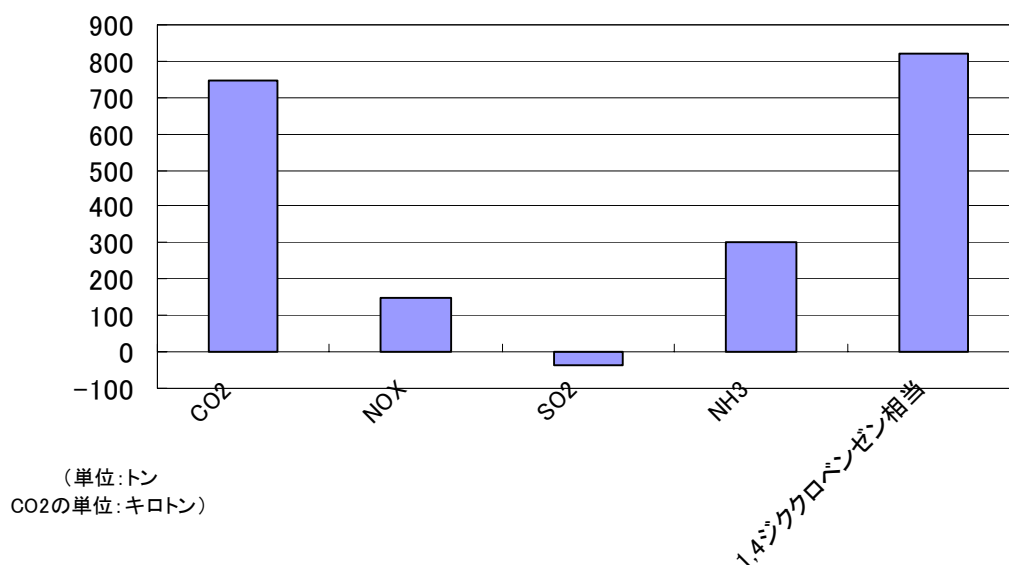
³⁴ この部分の記述は、KPMG/CM 『Report, 2002, Sustainable profit An overview of the environmental benefits』の 18 ページを参照。

図表 5-16 環境汚染物質の削減量のプロジェクト継続期間中の合計



(資料) Sustainable profit An overview of the environmental benefits generated by the Green Funds Scheme, September (2002) を参照し、三菱UFJ リサーチ&コンサルティング作成

図表 5-17 2001 年度単年の環境汚染物質の排出削減量



(資料) Sustainable profit An overview of the environmental benefits generated by the Green Funds Scheme, September (2002) を参照し、三菱UFJ リサーチ&コンサルティング作成

次に、環境面の効果の経済的評価について述べる³⁵。2001 年度について分野別に調べると、5,000 万ユーロ（約 60 億 5,000 万円）を上回ることがわかった。この数値は、同量の環境汚染物質削減のために政府や事業者等が施策を打った場合、かかる予想される経済的コストを根拠としている。分野別調査によると、グリーンファンド・スキームの導入により 2001 年度に減少した政府の税収は 3,000 万ユー

³⁵ この部分の記述は、KPMG/CM 『Report, 2002, Sustainable profit An overview of the environmental benefits』 5 ページを参照

ロ（約36億3,000万円）程度である³⁶。しかしこれは、GFSによる環境面の経済的効果の5,000万ユーロ（約60億5,000万円）と比較すると低額であり、GFSの費用対効果が高いことがわかる。さらに、新技術の発達等の間接的な社会的利益を考慮すると、GFS導入による効果は税収減よりもはるかに大きい。

中でも効果があったのは、グリーンファンド・スキームが新技術の導入のために使用された場合であった。政府が1ユーロ（約121円）グリーンファンド・スキームへ投資することにより、民間企業の環境プロジェクトへの投資が約40ユーロ（約4,840円）生み出されていた。但し、グリーンプロジェクトと認定された多くのプロジェクトは、様々な形で政府からの財政的支援を受けているが、その試算ではこれらコストは考慮されていない点に留意する必要がある。

1.7 各主体のメリット

グリーンファンド・スキームによる融資によって各主体が得られるメリットは下記の通り。

1.7.1 預金者・投資家

預金者・投資家にとって1つ目のメリットは、キャピタルゲインに対する課税免除と所得税の控除である。

オランダでは、通常投資家に対して1.2%のキャピタルゲイン課税がなされる。しかしグリーンファンド・スキームによりグリーンバンク・グリーンファンドへ預金・投資を行った場合、年間に1人あたり53,421ユーロ（約6,463,941円）までキャピタルゲイン課税が免除される。また投資家は毎年1.3%まで所得税控除を受けられる。これは全体では2.5%の税制優遇を受けることができることを意味する。オランダの64歳以下の所得税は最低でも33.6%、最大で52%³⁷と高く、所得税に対する優遇による預金者・投資家に対するインセンティブは非常に効果を発揮している。

2つ目は、預金や債券の購入といった比較的簡易な仕組みにより、自らの社会貢献意識を表明することができる点である。グリーンバンク・グリーンファンドは預金者・投資家から集めた資金の70%を環境保全活動に投融資するよう規制されている。そのため、預金者・投資家は比較的小さな金銭リスクのもと、自らの資金のうち少なくとも70%は環境保全活動へ投融資されることが約束された状態で資金を提供することができる。

1.7.2 金融機関

金融機関にとっての1つ目のメリットは、新たな融資先の開拓である。

³⁶ KPMG/CM 『Report, 2002, Sustainable profit An overview of the environmental benefits』の調査対象となったグリーンプロジェクトへの2001年の投融資額は9億9,500万ユーロ（約1,200億円）である。

グリーンバンクは個人預金者・投資家からの預金・出資額の80%程度をグリーンプロジェクトに対して融資している。よって、ここでは預金者・投資家からグリーンバンクへの預金・投資のうち、グリーンプロジェクトへの実際の投融資額を1.25倍（1/0.8=1.25）とする。

2001年度の投融資額は、5,000万ユーロ（約60億5,000万円）×1.25＝9億9,500万ユーロ（約1,200億円）。ここに税制優遇2.5%とすると、直接的な税収減は3,110万ユーロ（約37億6,000万円）となる。

³⁷ オランダにおける個人所得税は、4段階の累進課税である。所得17,579ユーロ（約212万7,059円）以下：税率（64歳以下）33.60%、（65歳以上）15.70%、所得17,579～31,589ユーロ（約212万7,059円～約382万2,269円）：税率（64歳以下）41.85%（65歳以上）23.95%、所得31,589～53,860ユーロ（約382万2,269円～約651万7,060円）：税率42%、所得53,860ユーロ（約651万7,060円）以上：税率52%。（日本貿易振興機構調べ、2008年）

グリーンファンド・スキーム開始当初は、本制度に参加した金融機関は2行のみであった。しかしその後大手金融機関が相次いでグリーンバンク、グリーンファンドを設立してスキームに参加した。当初から参加していたトリオドス銀行、ASN は従来から環境事業や社会的事業に対する投融資も若干行っていたが、ラボバンク等の大手銀行は環境や社会配慮型の融資は少なかった。しかし、税制優遇を伴ったグリーンバンク/グリーンファンドを設立し、環境事業への投融資を通常よりも低利で行うことが可能となったため、省エネ設備をともなった住宅や設備への投資が増加、結果融資申込みが増え、新しい顧客の開拓へと繋がった。また再生可能エネルギー等への投融資については、EU 全体の再生可能エネルギーの投資拡大に伴いビジネスチャンスが増加、結果として融資件数も増加した。

2つ目のメリットは、新たな預金者・投資家の開拓である。グリーンファンド・スキームに伴い、各行は独自にグリーン債券（Green Bond、Green Certificate、Green banknote 等）を発行する。あるいはグリーンバンクへの預金口座を提供する。個人預金者・投資家には所得税減税を含む税制優遇が伴っているため、個人資産はグリーンバンク・グリーンファンドへ流入する。実際にラボ・グリーン・バンクへのヒアリングからは、グリーンファンド・スキームがラボ・グリーン・バンクのポートフォリオ安定に大きな影響を与えているとの発言があった。

3つ目のメリットは、自行の環境保全意識のPRである。例えばラボバンク・グループでは、サステナビリティ・レポートを毎年発行しているが、その中でグリーンファンド・スキームに関する記述が見られ、トリオドス銀行についても、毎年の事業報告書の中にグリーンファンド・スキームの導入にトリオドス銀行が果たした役割が毎年記載されている。

事業者の審査のプロセスは通常の融資と変わらないため、プロジェクトの経済性や収益性を見込めるものがグリーン・サーティフィケートの申請対象となり、環境事業に対して過度な貸し出しが行われる危険性は少ない。

1.7.3 政府

政府にとってグリーンファンド・スキームのメリットは、より少ない費用負担でより大きな環境保全効果が見込めることである。グリーンファンド・スキームの導入により、政府の直接的な税収は減少する図表 5-9で記載した通り、グリーンファンド・スキームには現在 67 億ユーロ（約 8,107 億円）程度預金・投資が行われている。統計資料については提供願えなかったが、Senter Nobem によれば、2006 年度実績によれば、60 億ユーロ（約 7,260 億円）程度の投資に対して、政府の直接的な歳入減は1 億 5,000 万ユーロ（約 181 億 5,000 万円）程度とのことであった³⁸。

1.7.4 事業者

一つ目のメリットは、低利融資である。グリーンファンド・スキームを通じた融資の場合、預金者に対する税制優遇措置がとられることにより、銀行は事業者に通常の融資よりも低利で融資を提供している。例えばトリオドス銀行の場合、おおよそ 1.5%程度低い利子で融資を行っている。

2つ目のメリットは、グリーン・サーティフィケートの発行により、事業者がプロジェクトの環境的な付加価値をPR できることである。

³⁸ ヒアリングでは、政府の税収減の状況について、実際の金額を示した資料を入手できなかったが、上述の脚注36に倣い、senter novem による既存レポートによる数値から、政府の直接的な税収減について推計すると下記の通り。
2006年度のグリーンファンドへの合計投資額は59億1,500万ユーロ（約7,157億円）である。グリーンバンクは個人預金者・投資家からの預金・出資額の80%程度をグリーンプロジェクトに対して融資している。そのため、2006年度の投融資額（59億1,500万ユーロ（約7,157億円））×グリーンプロジェクトへの投融資倍率（1.25）×税制優遇（2.5%）で、直接的な税収減は1億8,480万（約224億円）ユーロとなる。

2. わが国における政策的な示唆

現地調査では、グリーンファンド・スキームは、オランダにおける環境事業への融資促進策として最大の成功例のうちのひとつであるという認識が金融機関及び認証機関である Senter Nobem から示された。

ここではグリーンファンド・スキーム成立におけるポイントとわが国における政策的示唆について取りまとめる。

2.1.1 規模・領域の漸進的拡大

グリーンファンド・スキーム開始当初、スキームを取り扱う金融機関はトリオドス銀行と ASN の 2 行のみであった。また対象となる事業も有機農業、風力発電、自然保護事業の 3 つに限られていた。その後、ラボバンク・ネザーランド、ING、ABNAMRO といった大手行が相次いで参加、また近年には Fortis もスキームへ参加している。また対象とする領域も徐々に変化し、現在の対象領域は主要 9 分野に加え、副分野（事業内容によってはグリーンファンド・スキームの利用が認められるもの）が 20 に上っている。

トリオドス銀行、ASN はスキーム開始当時既に環境事業への投融資実績を持っており、参加の心理的ハードルは低かったものと考えられる。環境省及び認証機関によれば、グリーンファンド・スキームスタート後に、政府から各金融機関にスキームへの参加を強力に働きかけた事実はなく、後発の金融機関は政府よりもむしろ税制優遇を得られる預金者・投資家や、低利融資を受けられる可能性がある事業者といった、いわば金融機関自らの顧客側からスキームへの参加を強く働きかけられた結果、グリーンファンド・スキームに参加を決めたとのことである。

グリーンファンド・スキームは、金融機関に対して環境事業への融資を行う市場を作る働きをした。しかし、制度開始当初から巨大なスキームを目指したものではなく、制度開始当初、グリーンファンド・スキームは可能な範囲で運用を開始したという側面が強い。グリーンファンド・スキームは、当初より税制優遇制度を伴うことで預金者・投資家・融資対象となる事業者のインセンティブを高め、社会的なプレッシャーにより金融機関の参加を促進させ、次第に規模・領域が拡大していったものであった。こうしたことから政策的な示唆として、規模や融資対象領域を予め高く設定する方法ではなく、規模・領域ともに合意可能な事項から制度設計を開始し、金融機関や国民の納得や合意を得ながら次第に領域を拡大していくことがひとつの方法であることがわかる。

2.1.2 税収減に対する費用対効果の高さ

グリーンファンド・スキームは預金者・投資家に対する税制優遇を伴った制度である。従ってグリーンファンド・スキームの導入により、政府の直接的な税収は減少する。しかしオランダではこうした歳入減は 2 つの意味で補うことができるものと考えられている。

ひとつは、補助と比べた場合の費用対効果の高さである。グリーンファンド・スキームによる直接的な税収減は 2006 年度実績で 1 億 5,000 万ユーロ（約 181 億 5,000 億円）。仮にこの金額が環境事業に全額補助として活用されたとしても、2 分の 1 補助の場合で 3 億ユーロ（363 億円）、3 分の 1 補助の場合で 4 億 5,000 万ユーロ（544 億 5,000 万円）程度のインパクトしか産まない。こうしたことから、グリーンファンド・スキームは直接的な税収減と同程度の補助金を環境事業に振り向けた場合と比べて費用対

効果が非常に高いものと想定できる。また政府は審査のコストを担う必要はあるが、政府から委託された認証機関のスタッフは専任は2名のみ、申請手続きは全て銀行が担うことから、政府としてのコストは比較的低い。

こうしたことから、金融機関・政府ともに、グリーンファンド・スキームは十分持続可能な仕組みであるとの認識を持っている。税制優遇制度の継続については断言できるものではないが、現在既に約24万人のオランダ国民が本スキームに参加していること、67億ユーロ（約8,107億円）余りの環境事業が誕生していること、何より費用対効果が極めて高く、政府・金融機関・個人預金者や投資家・事業者のいずれにとっても持続可能な仕組みであることから、この先数年間は制度の存続が見込まれている。

2つ目は、政府の歳入全体でのバランスである。グリーンファンド・スキームは政府の環境税制に対する基本計画と合致している。オランダにおける環境税制は、原材料の使用や排出量ベースの課税へとシフトしており、環境負荷の高い活動に重課される傾向がある。オランダでは政府全体の歳入を環境負荷の高い事業に対する重課税／環境負荷の低い事業に対する優遇へとシフトさせており、歳入全体のコントロールといった観点からもグリーンファンド・スキームに対する税制優遇は合意された³⁹。

以上のことから、税制優遇制度を伴う制度設計を行う際には、直接的な税收減を補う効果が見込まれる見直しを持つこと（例えば直接補助と比較して効果の検証を行う等）に加えて、税体系全体として環境負荷の高低に配慮し、税收全体として帳尻が合うようコントロールを行うことが重要であることがわかる。

2.1.3 認定要件の随時見直し

グリーンファンド・スキームでは対象事業の認定要件が制度開始から常に見直されてきた。これには2つの理由がある。

1つ目の理由はグリーンファンド・スキームはあくまでも革新的な環境事業に対する投資の促進を目的とする、という合意によるものである。グリーンファンド・スキームは、革新的な環境事業のバックアップと環境事業に対する金融機関の市場開拓を促すことで、事業者による環境配慮を促進させることを目的としている。Senter Novemによるレポートでは、「グリーンファンド・スキームはイノベーションでフロントランナーである事業に焦点を置く」ことが明記されている。従って、当初「革新的」であった環境技術が時間の経過とともに一般化した場合や、事業者が税制優遇を伴わない一般の手段によって資金調達が可能だと判断された場合は認定要件が見直される。

2つ目の理由は、行き過ぎた保護による自由競争の阻害を防ぐための観点である。特定分野への税制優遇を伴った集中的な投融資は、自由競争を阻害する要因になりうると考えられており、こうした観点からも環境事業の認定要件は常に見直されている。

現在は、温室栽培、再生可能エネルギー（風力発電関連事業の認定要件（環境基準）の引き上げについて協議が行われている。これは、温室栽培、風力発電関連事業はグリーンファンド・スキームを使った金融機関からの融資件数・金額の多くを占めていること、収益性・市場性が高まっておりグリーンファンド・スキームを伴わない通常融資の枠組みにおいても十分資金供給が可能であると判断されたためである。

実際、風力発電事業のうち、投資に対し7%～8%程度の収益が見込まれる場合は、要件に合致したとしても認可されないケースが登場してきているとのことであった。

2.1.4 金融機関とのコミュニケーション

グリーンファンド・スキームでは、制度に関係する各主体（金融機関、環境省、経済省をはじめとする関係4省庁（住宅・国土計画・環境省：Ministry of Housing, Spatial Planning and the Environment、財務省：Ministry of Finance、農業・自然・食品安全省：Ministry of LNV(Agriculture, Nature and Food Quality)）を集めての検討会が4半期に1度の割合で定期的開催されている。この検討会では、認定要件の緩和あるいは引き上げに関する検討が行われたり、預金者・投資家の動向や事業者の動向等が常に共有されている。

ヒアリングでは、グリーンファンド・スキームは環境省を始めとする省庁、金融機関、認定機関が互いに成長しながら構築してきたモデルであるという発言が聞かれ、金融機関と関係省庁とのコミュニケーションがグリーンファンド・スキーム成功のひとつの鍵であったとの認識が示された。また環境省からは、グリーンファンド・スキームは、環境事業に対する投資拡大という政府としての明確な政策的意思もとで実行されていること、その一方でスキーム自体は金融機関の協力なしには成立し得ないモデルであることから、政府としてはスキームに参加するどの金融機関にとっても魅力的なモデルとなるよう配慮しているとの認識が示された。

実際に、グリーンファンド・スキームの仕組みの全体像については政府が主導的に設計したが、細かな認定要件や手続きといった運用面での改善は、金融機関との粘り強い認識のすりあわせが行われている。

以上のことから、制度設計においては環境省等行政組織がある程度イニシアチブを取ることが重要であること、それと同時に、スキーム開始後の運用面においても、金融機関を含め関係機関とともに議論を重ねながら、制度のあり方を常に見直し、参加するどの主体にとっても魅力あるスキーム作りを継続して行う努力が必要であることがわかる。

³⁹ オランダにおける地球温暖化対策及び税制関連の政策パッケージについては、例えば「平成16年度地球温暖化対策技術開発等委託調査 地球温暖化対策関連データ等に関する調査」（財団法人日本エネルギー経済研究所）等を参照。

3. コミュニティ開発金融機関

3.1 コミュニティ開発金融の概要

コミュニティ開発金融機関（CDFI）とは、環境事業を始めとする社会的事業を行う事業者（ソーシャルビジネス、ソーシャルエンタプライズ等）に対する資金循環、あるいは低所得者やマイノリティに対する支援、都市再生等の広範な社会的課題解決に向けた活動に対して、主に資金面から支える専門金融組織である。

3.2 アメリカにおける CDFI

3.2.1 発展の経緯

アメリカでは、1950 年代から 60 年代にかけて、公民権運動が高まった。都市部の荒廃地域を中心に、黒人居住者が集住するスラム地帯において、融資における差別的行動が頻発していた。具体的には、黒人居住者が多いエリアや荒廃地域において、慣習として金融機関がそうしたエリアを線引き（red lining：レッドライニング）し、レッドライニングされたエリア内において融資需要に応えない、金融サービスを一切行わない等の行動が行われた。こうした傾向は、個人向け住宅ローンにおいて顕著であった。

この問題の是正を図るために多くの立法措置が取られた。すなわち人種や宗教による住宅融資の差別等を禁止した 1968 年公正住居法（Fair Housing Act）や国籍・年齢・性別による差別も禁止した 1974 年均等信用機会法（Equal Credit Opportunity Act）等である。また 1975 年の住宅抵当貸付公開法（Home Mortgage Disclosure Act）は、国政調査の区画により住宅貸付の件数・金額の公開を金融機関に求めた。こうした立法措置の延長線上として、1977 年には、地域社会再投資法（Community Reinvestment Act）が制定された。

3.2.2 アメリカにおける CDFI の担い手

(1) 概況

アメリカでは、もともと商業銀行の発展が西部開拓とともに進展した経緯もあり、銀行数も多く、規模の小さい商業銀行も多い。銀行数は現在も 8,000 行にのぼっている。

全米の CDFI 団体で構成される「CDFI 連合（The CDFI Coalition）」⁴⁰では、下記の 6 つの類型を CDFI としている。下記に分類される CDFI は、2007 年 1 月現在、全米で 768 機関を数える。またアメリカで活動する CDFI のうち 60%を越す組織が貧困地域で活動を行っている。

➤ Community Development Bank（コミュニティ開発銀行）

低所得コミュニティの再興のための資金提供を行う金融機関。経済性が優先される営利企業（商業銀行及び貯蓄貸付機関等）の形態で社会的な総合金融サービスの提供を行う。

スタート時にはある程度原資が必要であり、必要預金を広く一般から集め、企業や不動産開発業者、個人の住宅資金等に対して貸し出しの形態で資金提供を行う。営利企業・株主・地域代表によって構成される組織等がオーナーシップを有する。

⁴⁰ <http://www.cdfi.org/> (2008.02.05)

➤ Community Development Credit Union (コミュニティ開発クレジット・ユニオン)

マイノリティである低所得コミュニティに対して金融サービスを提供する。組合員から預金を広く集め、組合員に対して貸し出す金融機関。主に個人である組合員に貸し出しを行うことで、コミュニティの資産や預貯金のオーナーシップを促進させることを意図している。原資は組合員の預金为主だが、一部に社会的投資家や政府の資金も含まれている。

➤ Community Development Loan Fund (コミュニティ開発ローン・ファンド)

社会投資家及び財団や基金、機関投資家等から資金を調達し、債権発行や借り入れ等で非営利である地域組織や社会的サービスを供給する主体、スモールビジネスに対して資金供給する。立ち上げ要件は比較的緩やかである。

➤ Community Development Venture Capital Fund (コミュニティ開発ベンチャーファンド)

財団や基金、機関投資家、政府等から資金を調達し、急速な成長が見込める衰退地域において、雇用の創造が見込める中小規模の事業に対して出資の形態で資金を供給する。低所得層及び低所得コミュニティに対する資金提供が主。営利企業・非営利企業・地域組織の代表者等がオーナーシップを有する。

➤ Microenterprise Development Loan Fund

従来の金融サービスを利用できない零細事業や自営業者・起業家を対象に、ローンや技術支援を通じて、社会開発事業促進を支援する。原資は財団等の基金や政府による。

➤ Community Development Corporations (コミュニティ開発企業)

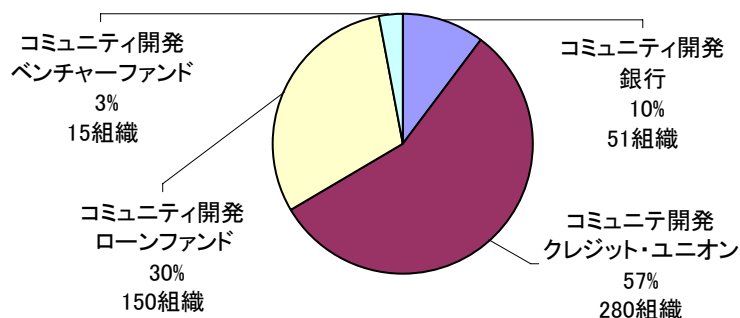
インナーシティの衰退や住宅補助政策の縮小を背景に、都市内の衰退しつつある地域等低所得者が多い特定の地域を対象にコミュニティの再生及び地域経済の活性化を目的として住宅供給、商業開発、雇用開発等様々な事業を住民参加により進める機関。上記の類型と異なり、金融的なサービスとしての資金供給のみを行っているわけではないため、類型から外して整理する考え方もある。

アメリカでは、2001 年から、Aspen Institute、Association for Enterprise Opportunity、Coalition of Community Development Financial Institution、CFED、National Community Investment Fund、Opportunity Finance Network といった各組織の協力の下、CDFI に関する大規模調査が実施されている。ここでは、このうち最新データである 2005 年度実績値を参照した。これによれば、CDFI のうち、コミュニティ開発銀行は 51 行 (10%)、コミュニティ開発クレジット・ユニオンは 280 件 (57%)、コミュニティ開発ローン・ファンドは 150 件 (30%)、コミュニティ開発ベンチャーファンドが 15 件 (3%) となっている (図表 5-18)。

また、保有する資産は総計で 207 億 8,203 万ドル (約 1 兆 9,950 億 7,488 万円) であった

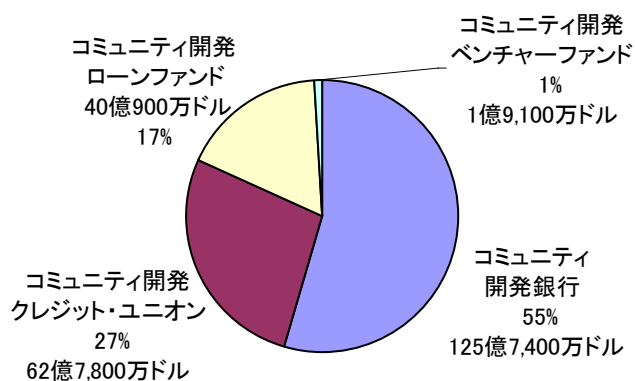
図表 5-19、図表 5-20)。これをそれぞれの組織が保有する資産別でみると、コミュニティ開発銀行は 111 億ドル (約 1 兆 656 億円、54%) と最も多く、続いてコミュニティ開発クレジット・ユニオンが 56 億ドル (約 5,376 億円、27%)、さらにコミュニティ開発ローン・ファンドの 38 億ドル (約 3,648 億円、18%)、コミュニティ開発ベンチャーファンドの 1 億 7,000 万ドル (約 163 億 2,000 万円、1%) となっている。

図表 5-18 CDFI データプロジェクトで見る CDFI の類型別割合（組織数）



(資料) CDFI DATA Project (2006) 参照し、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

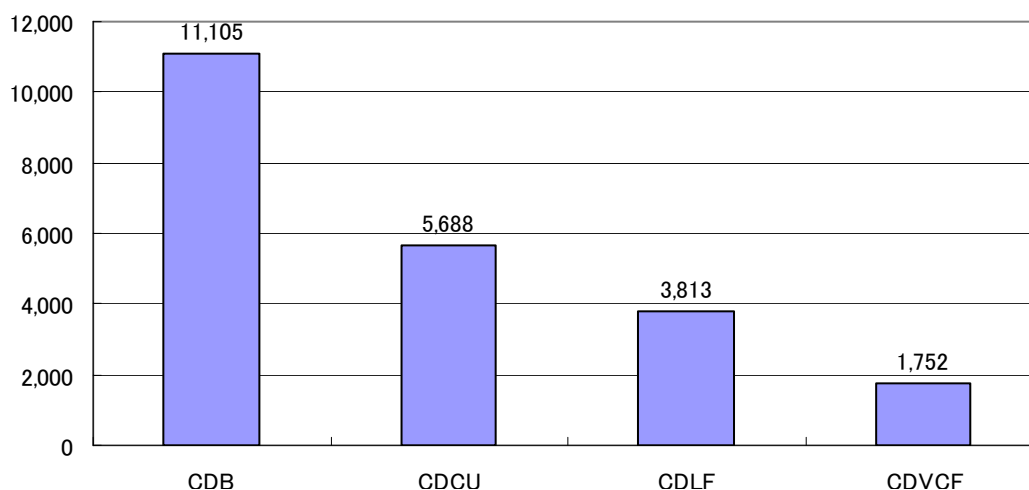
図表 5-19 CDFI データプロジェクトで見る CDFI の類型別組織分類（保有資産）



(資料) CDFI DATA Project (2006) 参照し、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

図表 5-20 CDFI データプロジェクトで見る CDFI の保有資産

単位: 100万ドル



(資料) CDFI DATA Project (2006) 参照し、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成。

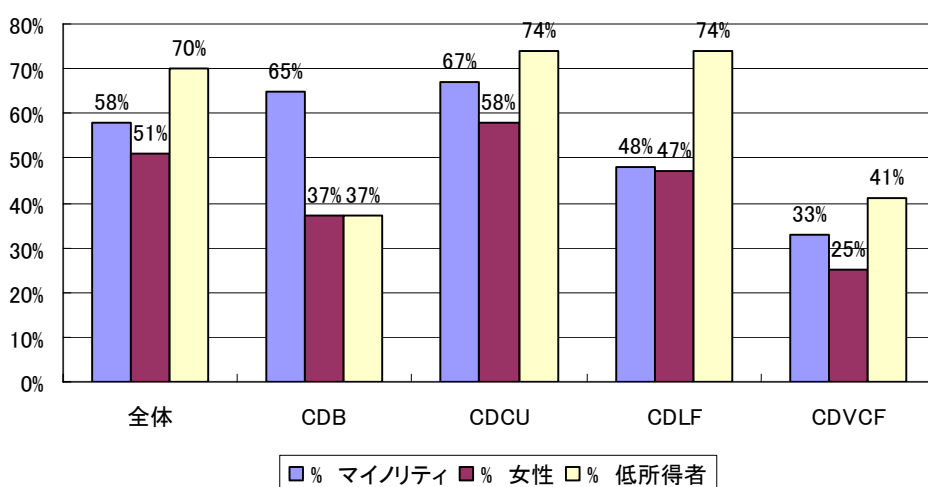
なお、CDB はコミュニティ開発銀行、CDCU はコミュニティ開発クレジット・ユニオン、CDLF はコミュニティ開発ローン・ファンド、CDVCF はコミュニティ開発ベンチャーファンドをそれぞれ意味している。

3.2.3 投融資の現状

(1) 顧客

CDFI の顧客は、その他の金融機関から資金提供を受けることができない、低所得者家族・マイノリティ・女性等である。CDFI データプロジェクトの調査によれば、CDFI の顧客の 70%が低所得者であり、58%がマイノリティ、51%が女性である（図表 5-21）。特に CDCU、CDLF は低所得者に対してそれぞれ 74%と最も高い割合で貸付を行っている。また CDCU はマイノリティ及び女性に対しても 67%、58%と最も高い割合で貸付を行っており、CDFI による融資サービスが通常の金融機関では十分サービスにアクセスできない人々にも提供されていることを示している。

図表 5-21 CDFI の顧客



（資料）CDFI DATA Project（2006）参照し、三菱UFJ リサーチ&コンサルティング作成

(2) 融資先

CDFI データプロジェクトでは、CDFI による融資先を①零細企業、②中小企業、③コミュニティ・サービス、④住宅、⑤パーソナル・ディベロプメント、⑥その他の6つのセクターに分割し分析している。それぞれの分野に関し提供されるサービスは図表 5-22の通り。また、各分野別の実績は図表 5-23の通りである。

図表 5-22 CDFI によって提供されるサービス一覧

融資先カテゴリ	融資対象
①零細企業	- 従業員が5人以下の企業が対象 - 最大 35,000 ドル（約 336 万円）までのローン・投資が含まれる - 融資は通常、運転資金や設備投資にあてられる - 主たる顧客は、事業開始の初期段階にある低・中所得者
②中小企業	5人以上の従業員を擁する企業 - あるいは 35,000 ドル（約 336 万円）以上の貸付を必要とする事業への貸付及び株式投資
③コミュニティ・サービス	低所得者層及び低所得コミュニティにとって重要な高いコミュニティ・サービスを提供する団体への資金提供

④住宅	・宅地造成業者に対して開発準備・取得・建設・改修・運転資金・抵当のための金融ローンの提供 ・貸付のための担保を準備できない低所得家族に対してもローンサービスを提供 ・住宅所有についてのカウンセリングやその他のサービスを提供
⑤パーソナル・デベロップメント	・個人を対象としたものであり、医療、教育、災害、借金整理、運送、その他消費者の目的に応じた全ての個人ローン

(資料) CDFI DATA Project (2006) 参照し、三菱UFJ リサーチ&コンサルティング作成。

図表 5-23 サービス分野別実績

	貸付残高 (2006 年度末)	取り引き数	その他の効果
①零細企業	・ 1 億 500 万ドル (約 100 億 8,000 万円)	・ 06 年度末時点 11,777 件	
②中小企業	・ 42 億ドル (約 4,032 億円)	・ 06 年度末時点で、9,992 件 ・ 06 年度に 8,185 件の中小企業と零細企業への貸付実施 ⁴¹	・ 2006 年度に 35,609 人の雇用創出
③コミュニティ・サービス	・ 4 億 4,200 万ドル (約 424 億 3,200 万円)	・ 06 年度末時点で 3,098 件 ・ 06 年度 750 の団体へ貸付	
④住宅	・ 51 億ドル (約 4,896 億円)	・ 06 年度末時点で 41,193 件の貸付実施	・ 2006 年度に 69,893 戸の住宅支援
⑤パーソナル・デベロップメント	・ 18 億ドル (約 1,728 億円)	・ 06 年度に 270,011 件の貸付 ・ 06 年度に 24,188 件のペイデイローンを実施	

(資料) CDFI DATA Project (2006) 参照し、三菱UFJ リサーチ&コンサルティング作成。

3.2.4 政府による支援策

アメリカにおいては、CDFI が多様な活動を展開することで、若者や移民、女性等の自立促進や、地域振興が行われてきた。ここでは、こうした CDFI を支援するための、アメリカ政府の近年における主な政策的な支援について概観する。

(1) 地域開発金融機関基金 (Community Development Financial Institution Fund, CDFI ファンド) の創設

CDFI 基金とは、アメリカ財務省が管轄する基金で、融資・補助・出資等の形態で、認定された各 CDFI に資金支援を行っている。後述する CRA が民間資金の非営利金融部門に対する資金還流を促すものだとすれば、本基金は、財政資金（公的資金）を使って非営利金融部門を支援するものであるといえる。

財務省が管轄する CDFI 基金への政府の拠出金は、2006 年度が 6,040 万ドル(約 57 億 9,840 万円)、2007 年度が 5,450 万ドル (約 52 億 3,200 万円) となっており、日本円にして、毎年約 52 億から 58 億円程度が CDFI 支援に使われていることになる。

⁴¹ 2006 年度の調査は、中小企業あるいは零細企業への貸付件数を尋ねており、それぞれの値は分離されていない。

CDFI 基金は、創設以来コミュニティ開発機関や金融機関に対して8億2,000万ドル(約787億2,000万円)を提供してきた。

CDFI 基金の主な業務は、①Community Development Financial Institutions Program、②New Markets Tax Credits Program、③Bank Enterprise Awards Program、④Native American Initiatives Program の4つである。ここでは、このうち①から③について解説する⁴²。

1) Community Development Financial Institutions Program (CDFI プログラム)

CDFI プログラムとは、CDFI 基金によって認定された CDFI に対して、Financial Assistance (FA : 財政的支援) と、Technical Assistance (TA : 技術的支援)を行うものである。

FA の場合、各 CDFI からの応募によって、出資・貸付・預金・助成の各形態で資金供給が行われる。FA の応募にあたっては、政府資金と同額以上を民間資金として調達していることが必要で、これによって各 CDFI 側の公的資金への依存度を一定程度に抑え、民間資金を導入するインセンティブを持たせることが目指されている。

TA は、CDFI 基金が事業に関するコンサルタントを雇ったり、役員・職員の訓練を行うための費用を支援するものである。

2) New Markets Tax Credits Program (NMTC プログラム)

アメリカには地域開発事業に対して個人投資家・機関投資家が出資した場合に減税を受けることができる「新市場税金信用システム (The New Markets Tax Credit)」が存在している⁴³。NMTC プログラムは、2000 年に新たに付け加えられたプログラムで、CDFI 基金が認定した Community Development Entities (CDEs)と呼ばれるコミュニティ開発主体に対して投資を行った場合、一定金額の税額控除を認める制度である。CDEs とは、低所得のコミュニティに対して、社会的投資を行う組織を指す。

控除の割合は年度によって異なり、初年度から3年目までが投資額の5%、4年目から7年目までが6%とされており、7年間で合計39%が控除されることになる。

NMTC プログラムでは、現在までに294件、合計160億ドル(約1兆5,360億円)の税控除を実施している。

3) Bank Enterprise Awards Program (バンク・エンタープライズ・アワード・プログラム)

バンク・エンタープライズ・アワード・プログラム(以下:BEA と略記)は、1994年に作られた制度で、コミュニティの経済的発展やコミュニティへの金融サービスを進める一般の金融機関を対象に表彰を行うものである。

BEA は、一般の金融機関が CDFI への投資を拡大する上での財務的なインセンティブを与えるため、設置された仕組みである。表彰の対象は3つのカテゴリに分けられる。

⁴² Community Development Financial Institutions Fund <http://www.cdfifund.gov/> (2008.02.05)

⁴³ <http://www.newmarketstaxcreditcoalition.org/who/who.frameset.htm> (2008.02.05)

図表 5-24 バンク・エンタープライズ・アワード・プログラムによる表彰の対象

- ・ CDFI Related Activities：認定 CDFI に対する支援（株式投資・担保融資・補助助成・融資・預金・株式・テクニカルアシスタンス等）
- ・ Distressed Community Financing Activity：低開発地域における金融サービスの提供（低所得者向け抵当権付き住宅ローン・低所得者向け住宅ローン・スモールビジネスローン・住宅増改築ローン・教育ローン・商業不動産担保債権等）
- ・ Service Activity：口座開設・地域社会での奉仕活動・金融サービス

(2) CRA 法の制定と改正

1977 年に制定された地域再投資法（以下、CRA 法）は、預金取扱い金融機関に対して、営業エリアの全ての住民に対して、金融サービスを公平に提供することを求めたものである。

CRA 法は、安全かつ健全な銀行業務と並行して、地域の低所得者や中小企業等への投融資を促進するよう、金融機関に働きかけることを目的としている。地域コミュニティの良好な発展のため、地域の金融機関に対し、資産の一定割合をその地域コミュニティのために投融資しなければならないと規定する法律である。

CRA 法では、地域のクレジットニーズへの対応を金融機関の義務として定め、その達成状況を評価することを金融機関監督機関に課すことになった。その結果、各金融機関の CRA 活動は一般に公開されている。

その後、1995 年に CRA 法の大規模な改正が行われ、地域開発を主目的とする機関に対する投融資を、地域開発に資する活動として位置づけるとともに、金融機関の地域貢献を査定する制度として活用されるようになった。金融監査当局は、1 年半ごとに CRA について検査を行い、その評価に基づき、金融機関は、「優良：Outstanding」、「満足できる：Satisfactory」、「改善必要：Needs to Improve」、「著しい基準未達：Substantial Noncompliance」の 4 段階で評価される。

評価は貸し出し、投資、サービスの 3 つの部門にわけて行われ、3 つの総合により最終的な評価が決定される。

金融機関は、この検査の評価結果によって、店舗の増設や移転、買収・合併等の事態に直面した際に条件をつけられる場合がある。

実際にアメリカでは、低所得者向けの住宅等を建設する際に、金融機関の CRA 活動による資金を活用することが多く、NPO 等がこうした資金を活用し、低所得者向けの集合住宅や商業施設の建設を行い、地域を再生させようとしている事例も多く見られる。

3.3 イギリスにおける CDFI

3.3.1 発展の経緯

イギリスを始めとするヨーロッパ各国における社会的事業への支援策は、欧州全体における中・長期的な社会政策を背景に展開されてきた。

保守党政権が続いてきたイギリスでは、欧州の他の諸国に比べて、社会的企業育成や、そのためのソーシャル・ファイナンスの展開に関する諸政策は遅れ、1997 年の総選挙においてトニー・ブレア党首がニュー・レイバー（新労働党政権）として「第三の道」路線を提示して以降、その動きが本格化した⁴⁴。労働党政権は、地方政府の現代化や社会的排除との闘い、コンパクトの策定等を掲げ、ボランティアセクターと政府との関係に改革がもたらされた⁴⁵。

2001 年 10 月、イギリス旧貿易産業省（Department of Trade and Industry）内に、社会的企業課（Social Enterprise Unit）が創設、法や規制、事業支援・トレーニング、財政・資金提供等を含む 8 つのワーキンググループが設置された。ワーキンググループの成果は、2002 年に「社会的企業―成功のための戦略―」（Social Enterprise : a strategy of success）として公表された。

また、2000 年 2 月には、SIF-UK（ソーシャル・インベストメント・フォーラム UK・ニュー・エコノミクス財団・DTA アソシエーション）のイニシアティブにより、ソーシャル・インベストメント・タスクフォース（Social Investment Task Force : 社会的責任投資作業部会）が設立された。本作業部会の設立は、財務大臣から発表された。財務省は、タスクフォースにおいてはオブザーバーとして参加している。

本作業部会では、荒廃地域（Deprived area）対策に関する討議を中心に実施され、2000 年 10 月、作業部会は、財務大臣に対して「Enterprising Communities: Wealth Beyond Welfare（起業するコミュニティ：福祉を超えた豊かさへ）」を答申した。レポートの主要な提言は 5 つに纏められる（図表 5-25）。

この提言を受け、2000 年には政府による CDFI の大規模な資金的支援として、後述するフェニックス・ファンドが設置された。2002 年には、同じく提言にあった「コミュニティ・開発金融機関の支援」を目的にコミュニティ開発金融機関のアソシエーション組織の CDFA（The Community Development Finance Association）が誕生。同年には提言に記載されていた「コミュニティ投資減税」に対応し CDFI に対する投資への優遇税制がスタートした。

また 2002 年には財務省より「サービス提供におけるボランティアセクターの役割」が発表され、省庁横断的な政策提言の必要性が訴えられている。

ソーシャル・インベストメント・タスクフォースは現在でも活動を続けており、コミュニティ開発金融機関のアソシエーション組織である CDFA が部会の事務局を務めている。

なお貿易産業省は省庁再編により規制改革省（The Department for Business, Enterprise and Regulatory Reform : BERR）に組織が変更している。

⁴⁴ 「第 2 章 イギリスの「社会的企業」観の多元性と団体の分類」清水洋行「イギリスとイタリアにおける社会的企業の展開とその社会的・制度的背景に関する調査報告（2006）」

⁴⁵ コンパクト（Compact）とは、ボランティア組織と政府との間の協定文書で、全国レベルの「ナショナル・コンパクト」と地方レベルの「ローカル・コンパクト」がある。

図表 5-25 ソーシャル・インベストメント・タスクフォースによる提言

➤	コミュニティ投資減税 (Community Investment Tax Credit)
➤	コミュニティ開発ベンチャー・ファンド (A Community Development Venture Fund)
➤	銀行による情報の開示 (Bank disclosure on lending in under-invested areas)
➤	慈善信託とコミュニティ開発の為に基金による投資に関する自由度の拡大 (Greater latitude for investment by charitable trusts and foundations in Community Development initiatives)
➤	コミュニティ・開発金融機関の支援 (Support for Community Development Finance Institutions including the development of a trade association)

(資料) Enterprising Communities: Wealth Beyond Welfare を参照し、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成。

図表 5-26 イギリスにおける CDFI に関する年表

年度	事項
1997	・ 貧困問題対策のため政府に社会的排除部局 (SEU) を設置
1999	・ 事業出資及び金融的排除に関するポリシーアクションチーム (PAT s) が産業部門開発へ向けた提言を作成。
2000	・ ソーシャル・インベストメント・タスクフォース (社会的責任投資作業部会 (SITF) の設置 ・ CDFI への資金提供としてフェニックス・ファンド入札ラウンドの開始
2002	・ 財務省より「サービス提供におけるボランティアセクターの役割」が発表され、省庁横断的な政策提言の必要性が訴えられる。 ・ コミュニティ金融開発金融機関のアソシエーション組織 (CDFA) が誕生 ・ つなぎコミュニティ開発ベンチャーキャピタルファンドの開始 ・ 地域投資優遇税制 (CITR) の開始
2003	・ フェニックス・ファンド入札ラウンドにおいて 63 の CDFI へ 4,200 万ポンド (約 61 億 7,400 万円) を超える資金提供
2004	・ CDFA がキャパシティ・ビルディング・ファンドの運用を開始
2005	・ 17 の CDFI が CITR 認定を受ける ; 11 の CDFI によって 3,800 万ポンド (約 55 億 8,600 万円) の資金調達が行われる
2006	・ フェニックス・ファンドの打ち切り。移行資金として 1,100 万ポンド (約 16 億 1,700 万ポンド) が計上される ・ CDFI の監督及び融資対策の責任を地域開発公社 (RDA) へ移管 ・ CDFA が Barclays 銀行とともに Step Change Program を開始
2007	・ CITR の運用方法が変更

(資料) 各種資料を参照し、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成。

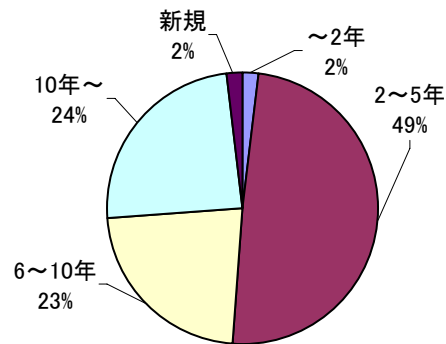
3.3.2 イギリスにおける CDFI の担い手

(1) 事業歴

イギリスにおける CDFI の担い手は、2000 年度のフェニックス・ファンド以降増加を続けている。

CDFI の事業歴を見ると、2007 年度時点で事業歴が 2 年～5 年と回答した CDFI が 49% であり、2002 年移行に誕生した CDFI が約半数を占める。次いで 10 年以上、6 年～10 年と回答した割合が 24%、23% とほぼ同数であった。

図表 5-27 CDFI の事業歴割合



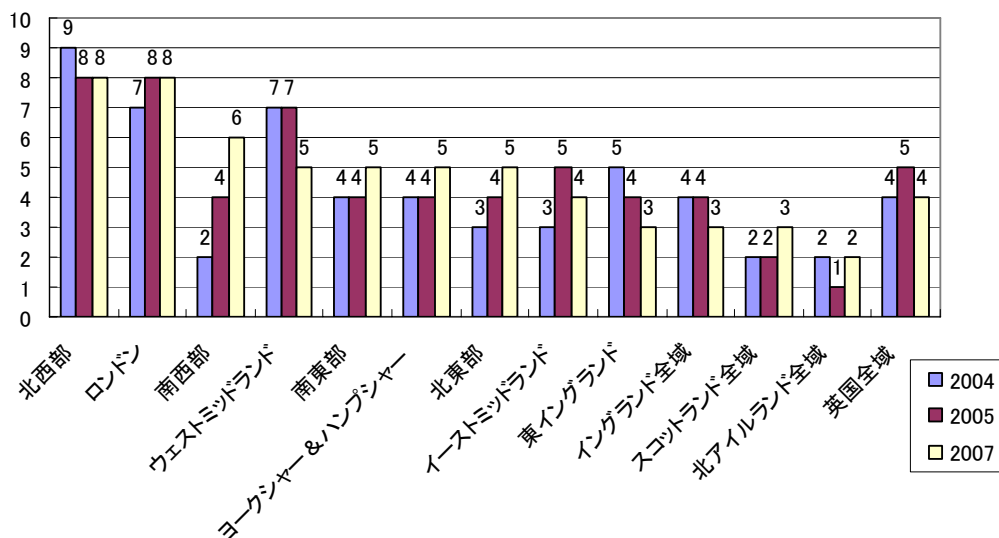
(資料) Inside Out (2007) を参照し、三菱UFJ リサーチ&コンサルティング作成。

(2) 地域別の組織数

下記グラフには、CDFI の事業エリアを地域別に表した。CDFI の活動はイギリス全域で展開されているものの、とりわけ北西部、ロンドン、ウェストミッドランド、南東部地域において CDFI が活発に活動を行っていることを示している。

年度別に組織数を見ると、2006 年度調査では北西部（8 組織）、ロンドン（8 組織）、ウェストミッドランド（7 組織）の順に活動している CDFI が多かった。2007 年度調査では、ウェストミッドランドの組織数が 7 から 5 に減少、南西部の組織数が 4 から 6 に増加したことから、北西部、ロンドン、南西部の順に数が多い。調査時点においてウェールズ地域で活動を行う CDFA メンバーはおらず、同地域はグラフにも現れていない。

図表 5-28 CDFI の組織数（地域別）

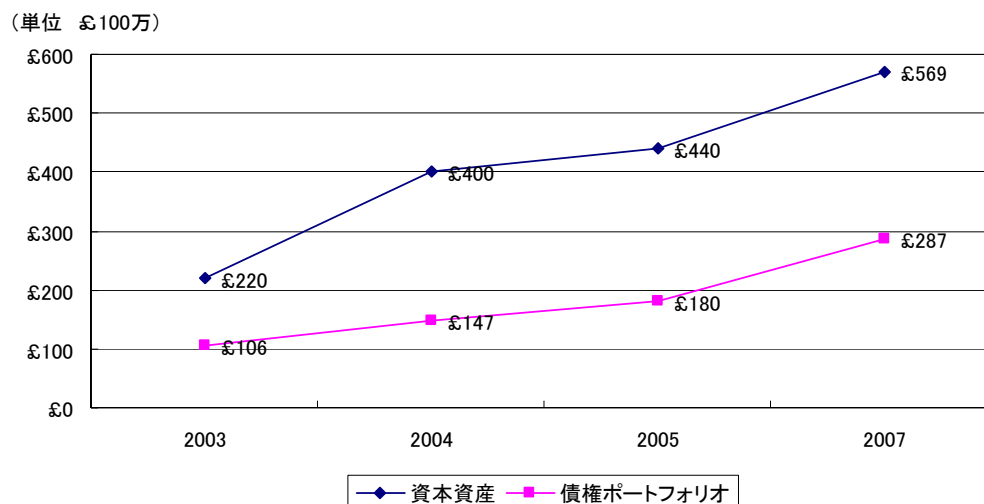


(資料) Inside Out (2007) を参照し、三菱UFJ リサーチ&コンサルティング作成。

CDFI の資本及び債権ポートフォリオの推移をしてみる。資本規模は年々膨らんでおり、現在、投融资に利用可能な CDFI の資本は 2003 年の 2 億 2,000 万ポンド（約 323 億 4,000 万円）から、2005 年には 4 億 4,000 万ポンド（約 646 億 8,000 万円）、2007 年には 5 億 6,900 万ポンド（約 836 億 4,300 万円）に増加している。

債権ポートフォリオは 2003 年には 1 億 600 万ポンド（約 155 億 8,200 万円）、2007 年には 2 億 8,700 万ポンド（約 421 億 8,900 万円）であった。（図表 5-29）。

図表 5-29 CDFI の資本と資産構成（ポートフォリオ）の推移



（資料）Inside Out（2007）を参照し、三菱UFJ リサーチ&コンサルティング作成。

3.3.3 投融资の状況

（1）投融资対象別の融資実績

CDFI では、CDFI の投融资の対象を図表 5-30の通り分類している。

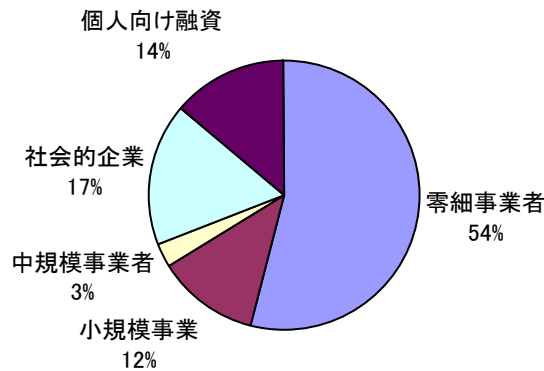
2007 年度調査では、CDFI の顧客のうち、零細事業者が 54%と半分以上を占め、次いで社会的企業(17%)、個人向け融資(14%)、小規模事業者(12%)、中規模事業者 3%となっている（図表 5-31）。

図表 5-30 投融资の対象

零細事業者	・従業員 10 人以下の事業者
小規模事業者	・従業員 10－49 人事業者
中規模事業者	・従業員 50－249 人事業者
社会的企業	・社会的利益に資する事業、慈善事業家、コミュニティグループ
多目的・多用途な個人向け融資	・世帯及び個人の商品購入（典型的な購入品として、大型家電製品、学校用の衣服、その他世帯の必要品等） ・衣服代、交通費、備品コスト等の事業再開のために必要なコストを賄うための“Seed Com”ローン（事業再開ローン） ・職業訓練／教育 ・借金整理 ・家の修繕 ・住宅購入

（資料）Inside Out（2007）を参照し、三菱UFJ リサーチ&コンサルティング作成。

図表 5-31 CDFIの融資対象別割合



(資料) Inside Out (2007) を参照し、三菱UFJ リサーチ&コンサルティング作成。

2005 年度中に CDFI によって提供された資金は、合計で 2,930 万ポンド (約 43 億 710 万円)、4,970 件であった。2007 年度の実績は 3,700 万ポンド (約 54 億 3,900 万円)、5,325 件と 2005 年度に比べ 770 万ポンド (約 11 億 3,190 万円)、355 件増加した。貸付残高は、2005 年度の 5,300 万ポンド (約 77 億 9,100 万円)、9,680 件から、8,200 万ポンド (約 120 億 5,400 万円)、9,944 件へと 2,900 万ポンド (約 42 億 6,300 万円)、264 件の増加を見せた。

図表 5-32のうち、2007 年度の貸付残高について、融資対象別の実績を見てみると、件数では個人を対象とする融資が 4,626 件と最も多く、次いで零細事業者の 3,961 件が続く。3 番目以降は件数が格段に減少し、社会的事業に対する融資が 668 件、個人に対する融資のうち、住宅の修繕・購買に関する融資が 463 件、小規模事業者に対する融資が 455 件である (図表 5-33)。

しかしこの実績は金額ベースで見ると様相が異なる (図表 5-34)。2007 年度の貸付残高を金額ベースで確認すると、社会的事業に対する融資が 3,820 万ポンド (約 56 億 1,540 万円) と最も高く、次いで零細事業者の 2,500 万ポンド (約 36 億 7,500 万円) が続く。3 番目以降は中規模事業者の 790 万ポンド (約 11 億 6,130 万円)、小規模事業者の 770 万ポンド (約 11 億 3,190 万円) であり、件数ベースでは最大であった個人に対する融資は、住宅以外の各種融資が 270 万ポンド (約 3 億 9,690 万円)、住宅の修繕・改善に関する融資が 50 万ポンド (約 7,438 万円) にしか満たない。

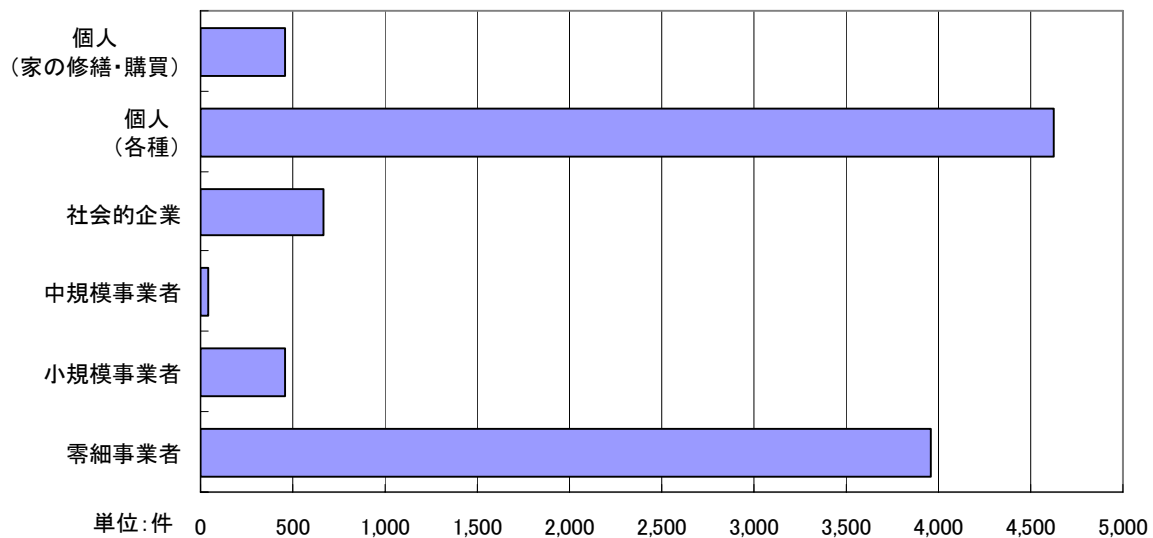
2005 年度及び 2007 年度の投融資について、成果は図表 5-35の通りである。

図表 5-32 2005 年度及び 2007 年度の融資実績

	2005				2007			
	貸付残高		過去 12 ヶ月		貸付残高		過去 12 ヶ月	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
零細事業者	£ 17.2m (25.3 億円)	3,150	£ 10.6m (15.6 億円)	1,464	£ 25m (36.8 億円)	3,961	£ 10.5m (15.4 億円)	1,231
小規模事業者	£ 5m (7.4 億円)	183	£ 3.2m (4.7 億円)	66	£ 7.7m (11.3 億円)	455	£ 2.1m (3.8 億円)	75
中規模事業者	£ 1.2m (1.8 億円)	14	£ 795,800 (1.2 億円)	9	£ 7.9m (11.6 億円)	41	£ 3.2m (4.7 億円)	14
社会的企業	£ 27.3m (40.1 億円)	547	£ 12.6m (18.5 億円)	290	£ 38.2m (56.2 億円)	668	£ 18.6m (27.3 億円)	279
個人 (各種)	£ 2m (2.9 億円)	5,532	£ 1.8m (2.6 億円)	2,998	£ 2.7m (4 億円)	4,626	£ 2.3m (3.3 億円)	3,555
個人(住宅修繕・購買)	£ 228,063 (0.3 億円)	254	£ 207,796 (0.3 億円)	143	£ 506,843 (0.7 億円)	463	£ 337,646 (0.5 億円)	171
合計	£ 53m (77.9 億円)	9,680	£ 29.3m (43.7 億円)	4,970	£ 82m (120.5 億円)	9,944	£ 37m (54.4 億円)	5,325

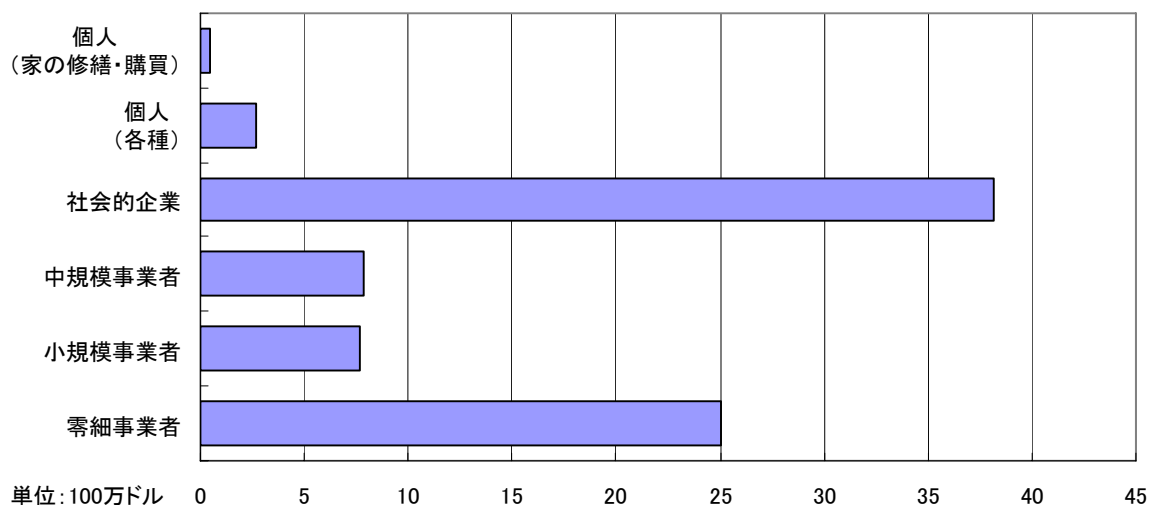
(資料) Inside Out (2007) を参照し、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成。

図表 5-33 2007 年度時点の貸付残高 (融資対象別・件数)



(資料) Inside Out (2007) を参照し、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成。

図表 5-34 2007 年度時点の貸付残高（融資対象別・貸出金額）



(資料) Inside Out (2007) を参照し、三菱UFJ リサーチ&コンサルティング作成。

図表 5-35 2005 年及び2007 年度の投融資の成果

	2005		2007	
	過去 12 ヶ月	累計	過去 12 ヶ月	累計
資金供与を受けた個人/企業	3,008	9,861	5,442	15,303
利潤拡大した企業	180	53	138	191
維持された雇用数	2,741	17,729	1,964	19,693
雇用創出数	2,185	10,851	2,601	13,452
提供研修所数	642	353	1,376	1,729
供与資金額	£27,692,490 (約 40 億 7,080 万円)	£283,784,629 (約 417 億 1,634 万円)	£46,544,580 (約 68 億 42,05 万円)	£330,329,209 (約 485 億 5,839 万円)
収入拡大/支出縮小した家計数	223,065	211,552	864	212,416
改善した家計数	3	4	135	139

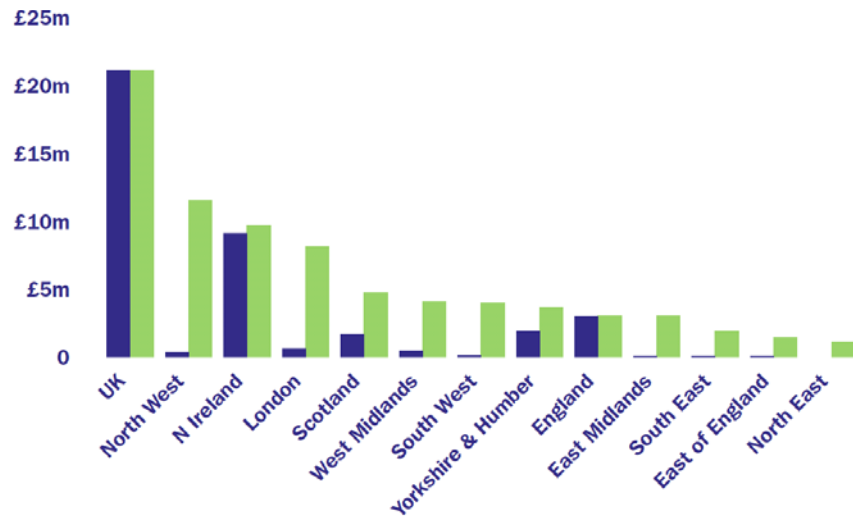
(資料) Inside Out (2007) を参照し、三菱UFJ リサーチ&コンサルティング作成。

(2) 対象地域別の融資実績

CDFI の対象地域別貸出先を見ると、イギリス全体を対象として投融資を行っている CDFI の融資が圧倒的に大きく、続いて北西部・北アイルランド・ロンドンの順であることがわかる。イギリス全体を対象として活動している CDFI には、チャリティ銀行等等の大規模組織が含まれるため、全体としての件数が少ない一方で貸し出し実績が大きくなっているものと理解できる。

本グラフのうち青色部分はソーシャル・エンタプライズに対する資金提供を、緑色部分はそれ以外の資金提供も含む総額が記載されている。これによれば、ソーシャル・エンタプライズはイギリス全土を対象とする CDFI 及び北アイルランド、イングランド等で多くみられることがわかる。

図表 5-36 対象地域別の融資実績



(資料) Inside Out (2007) から転載。なお対象地域別の融資実績を実数にて標記した資料は公開されなかった。

3.3.4 主な法人格と法規制

イギリスのCDFIは様々な法人格により運営されている。法人格の一覧は下記の通り。またCDFIの規制や情報公開は法人格により様々であり、統一的な基準はない。

CDFAでは、金融庁と協調し「Code of Practice (運営に関する適正基準)」を制定。この基準では、①ガバナンス (理事会・役員会の責任や、個別の役員・理事の責任、経営トップの責任、役員会の運営、経営会議の構成、経営上のリスク)、②運営について (ビジネスプランの管理運営、投資拡大や金融サービス促進について、マーケティング、顧客満足向上、苦情処理) 等について、指針にすべき適正基準を定めている。

この基準はあくまでも法的拘束力のない自主基準である。CDFA・金融庁・規制改革省は、CDFIの資金調達 (CITRの利用拡大やCDFIへの投資促進) のためには、今後法的基準の作成が必要との認識を持っていた。

図表 5-37 主な法人格

• Companies Limited by Guarantee • Companies Limited by Shares • Industrial & Provident Societies • Banks • Limited Liability Partnerships • Community Interest Companies • Some CDFIs have charitable objectives and are also registered as charities with the Charity Commission
--

(資料) Code of Practice (2007) から三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成。

3.3.5 政府による支援策

イギリスにおけるCDFI発展の最大の特徴は、政府による強いイニシアチブにより、CDFIの支援策が展開されていることにある。

ここでは、その主なものについて列記する。

(1) フェニックス・ファンド

1) 目的と対象

フェニックス・ファンド（Phoenix Fund）は、貧困地域や社会的に不利な階層の人々が事業を興したり、金融サービスにアクセスすることを目的に設置された。フェニックス・ファンドは旧貿易産業省中小企業サービス局（Small Business Services）によって設置されたファンドで、3つの部門からなる。

1つ目は、荒廃地域での起業を直接支援する「フェニックス・ディベロップメント・ファンド」である。これは、地元の非営利組織と協力して、こうした地域での起業を直接的に支援するスキームを指す。2つ目は、地域の起業支援の核となる CDFI を資金的にサポートする仕組みである。3つ目は、起業家の活動を持続的に育成するためのボランティア・メンター（助言者）の全国ネットワーク化である。

フェニックス・ファンドは支援の際、事業運営に弊害をもたらすような経済的・社会的不利益に直面にしている全てのコミュニティ、グループ、貧困地域といった地理的要因による不利益、女性・マイノリティ・身体障害・前科者等といったその他共通の特性による不利益に考慮する旨が明記されている。またフェニックス・ファンドは個人の事業運営能力の向上や、潜在的な起業家の障害を克服するものとしても位置づけられている。

図表 5-38 フェニックス・ファンドによる支援対象

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①障害者あるいは不利な立場、社会的排除を受けているグループ②女性企業家③BME グループによる事業（Black and Minority Ethnic Businesses）④ソーシャル・エンタプライズ⑤BME グループや若者に関係するその他部門
（食品や製造業、小売業、アートやデザイン、文化産業） |
|--|

2) ファンドの運営について

フェニックス・ファンドは旧貿易産業省中小企業サービス局により運営された、2006年3月までの期間限定の政府基金である。資金供給は入札によって実施され、資金提供を希望する CDFI は貿易産業省中小企業サービス局の公募に対して申請、選考を経て資金を獲得した。

フェニックス・ファンドのラウンドごとの資金供給額は図表 5-39の通り。これによると、ラウンド1は2001年から2004年の3年にわたり、当初予算は1,260万ポンド（約18億5,220万円）であったが、2000年10月に実施された入札の結果1,500万ポンド（約22億500万円）、50プロジェクトへの資金供給が決定した。第2ラウンドは翌年2002年に入札が実施され、合計2,900万ポンド（約42億6,300万円）、46のプロジェクトへの資金供給が決定した。2002年のフェニックス・ファンド事業計画により、合計予算は5,000万ポンド（約73億5,000万円）追加、第3ラウンドは2,100万ポンド（約30億8,700万円）の資金供給が決定した。

図表 5-39 フェニックス・ファンドによる資金供給額

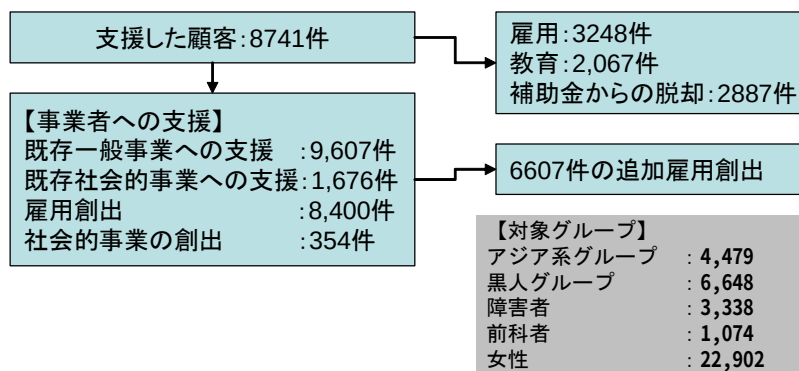
ラウンド	プロジェクト実施時期	規模
ラウンド1	2001年～2004年	合計1,500万ポンド（約22億500万円） 50プロジェクトが承認
ラウンド2	2002年～2004年	合計2,900万ポンド（約42億6,300万円） 46のプロジェクトが承認
ラウンド3	2003年～2006年	合計2,100万ポンド（約30億8,700万円）

（資料）「Evaluation The Phoenix Development Fund」（2005）から転載。

3) フェニックス・ファンドの成果

図表 5-40はフェニックス・ファンドプログラムによって得られた成果の全体像である。とりわけ注目すべきは、女性（22,902人の女性を支援）及び人種マイノリティへの支援の大きさである。また、立ち上げ期のプロジェクト（8,400の一般事業、354の社会的事業）よりも、既に存在している事業（9,607の一般事業、1,672の社会的事業）の支援をより多く行っていることがわかる。さらに約6,607の雇用創出あるいはそのセーフガードを達成している。また、事業・雇用創出の他にも大きな成果を生み出しており、2,887人の人々が補助金生活を脱し、3,248人の人々が新たな職を手にし、2,607人の人々が教育を受ける機会を得ている。

図表 5-40 フェニックス・ファンドプログラム全体の成果



（資料）「Evaluation The Phoenix Development Fund Final Report」（2005）から転載。なお、本図表はSBS 経営情報（最終成果）。グループのデータは、プロジェクトデータを使用したとの記載があった。2005年度時点のデータを元にした報告であるため実質的な成果は本報告以上のものであると考えられる。

フェニックス・ファンド終了後、政府による財政支援は地域開発公社（Regional Development Agency）に移管された。地域開発公社による補助額は、06年度から08年度にかけて950万ポンド（約13億9,650万円）程度であった⁴⁶。

⁴⁶ 地域開発公社とは、1999年に4月にイングランド内8箇所に設置された外郭公共団体で、①経済開発と地域再生の助長、②事業の効率・競争・投資の促進、③雇用促進、④人材能力の開発と応用の強化、⑤地域への持続可能な発展促進を目的としている。地域開発公社は、旧貿易産業省が所管している。詳細は下記参照のこと。

<http://www.englandsrdas.com/>（2009.01）

(2) CITR（地域投資優遇税制）

1) CITR とは

CITR（Community Investment Tax Relief：地域投資優遇税制）とは、政府に認定された CDFI に対し投融資を行うものに対して、税制上の優遇措置を与えるものであり、個人の所得税及び、企業の法人税に適用される。

税率軽減は、政府により認定された CDFI に対して投融資を行った場合、最大で投資額の 25%、5年にわたり 5%ずつ減税される。所得税が高率な個人の場合、年間総額で 8.33%、標準税率の場合は 6.41%が減税となる。また、法人の場合は 7.14%の減税となる。

税控除を受ける場合、個人あるいは企業は投融資した資金を少なくとも 5 年間据え置く必要がある。なお、外国人や年金基金は対象とならない。

CITR 制度によって、投資家は社会的・財政的メリットを得ることができる。社会的メリットとは、投資家が投じた資金が社会的事業をさせることで商品・サービスの提供や雇用の創出といった社会的メリットを生み、コミュニティ活性化を実現することである。

認定を受けた CDFI は、CITR により集まった資金の 75%以上を指定された事業領域に投資する必要がある。従って CDFI は規制改革省に対し投融資の非常に厳格な報告を実施することになる。

2) CITR の運用実態（認定基準及びプロセス、CDFI の報告義務について）

➤ 認定基準について

CITR は、規制改革省（旧貿易産業省）によって運用されている。

CDFI の認定基準は図表 5-41 の通り。各 CDFI は、認定申請の際に複数の基本方針や要件を満たしていることを示すことが求められる。これらは大まかには、①恵まれない地域コミュニティのための事業運営を主目的とする事業主に対する資金提供（あるいは財務・ビジネスアドバイス）を行っていること、②事業所が社会的に恵まれない地域に位置していること。③あるいは、恵まれない人々のための事業設計が行われていることの 3 点に集約できる。

図表 5-41 CITR 認定基準

認定基準

CDFI 認定を申請する団体は、以下の要件を満たさなければならない。

- a) 最低でも 5 年、長期にわたる活動展開を意図して設立されており、このことが下記の事柄によって示されること
 - ・ 団体の組織
 - ・ 資金調達・運用記録、及び資金調達・運用戦略
 - ・ 現行業務における妥当な実績
 - ・ 認定期間中のビジネスプラン（管理コストを賄うための事業損益の見積り等）
- b) 認定を希望する期間における団体の活動及び事業の 75%以上が、恵まれないコミュニティへの資金提供、ビジネスアドバイスで占められる見通しであること
- c) 主要な資金調達手段から排除され、他に資金調達源を持たない事業者に対してのみ、融資を行っていること。融資実施プロセスにおいて、融資妥当性の検討のために、なんらかの情報収集を行い、適合テストを実施していること。また、利用者のニーズに応じて顧客本位の複数商品を提供

していること。

- d) 以下の要件を満たす中小企業に対してのみ資金提供を行っていること
- i) 従業員数が 250 名以下であること
 - ii) 年間売上高が 5,000 万ポンド（約 73 億 5,000 万円）以下であること。あるいは、年間の貸借対照表合計額が 4,300 万ポンド（約 63 億 2,100 万円）以下であること。
 - iii) 株式及び議決権の 25%以上が中小企業⁴⁷でない単独の組織によって占められていないこと。
- e) 社会的弱者コミュニティ支援の側面について、少なくとも 1 つ以下の要件を満たす中小企業に対してのみ資金提供を実施していること。
- i) 指定される地域に位置していること
 - ii) 指定される地域には属さないが、以下の政府のディスアドバンテージ指標のいずれかにおいて、付録 A に指定される地域と同程度に低い水準にある地域に位置していること
 - ・ 収入
 - ・ 雇用
 - ・ 健康・貧困・障害
 - ・ 教育・技術・訓練
 - ・ （公的）サービスへの地理的アクセス
 - ・ 住居
 - iii) 人種・ジェンダー・年齢・信仰・障害・その他の特徴により社会的に不利益を被っている個人により、所有、運営されていること。あるいは、これらの人々に資する活動を目的としていること。
- 要件 ii) を満たす中小企業への資金提供を行っている団体は、取扱量・取扱額の観点から見て、要件 i) あるいは iii) を満たす企業へと少なくとも同程度の水準で資金提供を行われなければならない。
- f) 指定される居住用財産へ直接的あるいは間接的な投資を行わないこと

（資料）規制改革省ホームページより三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

➤ 認定のプロセス及び報告義務について

規制改革省では、随時 CITR 認定申請を受け付けている（認定申請に期限はない）。但し、申請書類の審査期間は 1 ヶ月から 4 ヶ月にわたる。

CDFI 認定の有効期間は 3 年である。認定期間中は、規制改革省への年次報告書の提出が義務づけられており、一定比率を投融資にあてていること、投資家への払い戻しが基準値を超えていないこと等といった CITR 基準を満たしていることを示すことが求められる。

3 年後には、CDFI は再申請・認定更新を行わなければならない。3 年という再申請の期間は、投融資の実態からみると短い。規制改革省では有効期限を短く設定することにより、CITR の投資水準及びスキームの進展をモニターすることが可能となると考えられている。

不認定となった場合、その理由についてフィードバックがなされる。不認定を受けた団体が、フィードバックにおいて指摘された問題について、再考をうながす追加的資料の提出が可能であると考えられる場合には、これを行うことができる。再申請は、団体の希望する時期に随時行うことができる。

⁴⁷特定の条件の下では、25%の基準値を超えた場合にも自立的企業として認められる。

3) 投資家による CITR の利用状況について

CITR による投資家からの資金調達は累計で 2005 年に 3,800 万ポンド（約 55 億 8,600 万円）、2007 年に 4,000 万ポンド（約 58 億 8,000 万円）に達した。2003 年から 2008 年までの総計での資金調達額は 4,730 万ポンド（約 69 億 5,310 万円）である。投資額は旧貿易産業省の当初期待水準よりも下回っているとのことであった。

4) 制度運営上の課題

CITR の制度利用拡大に向けての課題は以下の 2 つである。

ひとつは投資家・預金者の開拓である。上述のように、CITR を活用する投資家・預金者のうち、イギリスで活動する大規模コミュニティ開発銀行であるチャリティ銀行とトリオドス銀行の顧客割合が 8 割以上を占めており、小規模な CDFI は CITR を上手く活用できていない状況にある。CDFI 自身も CITR について顧客に対して十分にアピールできていない状況にあるという。

もうひとつは、運用の柔軟性、特に事業領域の範囲に関する議論である。CDFI の事業領域は非常に幅広い。しかしイギリス政府においては、市場の失敗が明らかである局面にのみ税制優遇を活用すべきとの考え方が強く、CITR は金融アクセスがはっきりと欠如している状況（例えば恵まれない地域に住んでいる人々、あるいは恵まれないグループに属する人々等）に対する支援に対してのみ適用される。CITR の適用には、獲得資金の 75% 以上を対象事業領域に投融資することが求められるため、この点について、CDFI 側からは、より幅広い事業領域に対して優遇すべきとの意向が強い。

CITR 導入から数年が経過し、政府あるいは CDFA では、CDFI の組織としての成熟や透明性の確保、業績に関するデータの公開が必要であるとの認識を持っている。

CITR については財務省、規制改革省とともに制度改善に向けた議論が積み重ねられているところであり、効率的な投資ツールとしての改善について努力が続けられている。今後の制度の見直しは、欧州委員会に税制優遇効果を報告する 2012 年をひとつの目安として実施される見込みである。数年内に税制優遇効果を含めた正確な調査が実施されるとのことであった。

3.3.6 GLE One London によるホールセール・ローンファンドについて

GLE One London（以下 One London）とは、グレーターロンドン開発公社（Greater London Enterprise : ロンドン市内及び近郊エリアを対象とする地域開発公社）が運営する公的 CDFI のひとつである。

One London は、ロンドン市内で小規模事業者に対する融資を行う他、民間 CDFI に対する資金提供を目的とするホールセール・ローンファンド（London Business Loans Fund）を持つ。このホールセール・ローンファンドの株主構成は、One London が 49%、GLE グループが 49%、キングストン・スミス公認会計士協会（Kingston Smith chartered accountants）が 2% の割合である。この他一般からの CITR のよる投融資も受け付けている。

2 年前から運用が始まっており、ファンドの規模は現在 350 万ポンド（約 5 億 1,450 万円）。毎年 250 万ポンド（約 3 億 6,750 万円）ずつ増やしていく予定である。

本ファンドは、CDFI が銀行から貸し出し資本を借り入れる代わりに利用することを想定したもので、

貸し出し金利は 9.66%以上である⁴⁸。銀行との差別化要因としては、不良債権の考え方にある。CDFI は金融サービスに馴染みのない事業者や個人への融資が比較的多いが、貸し倒れが発生すれば、当然ながら CDFI の不良債権率が上がりリスクは高まり、CDFI は金融機関からの借入が困難になる。しかし、その結果 CDFI は金融サービスに馴染みのない事業者や個人への融資に後向きに転じた場合、結果として新たなソーシャルエンタプライズを支援し、金融排除を打開する CDFI の役割は発揮し得ない。

本ファンドでは、通常の金融機関と異なり、不良債権比率を 15%程度に設定、チャレンジ度合いの高い事業者にも CDFI が融資をできる環境を作ることを目的とした。同時に貸出先の CDFI の不良債権比率が極端に向上しないよう、One London の融資スキームや支援ノウハウ、ガバナンスを借り手である民間 CDFI に提供、民間 CDFI の組織基盤強化を図りながら成長へと導くことを試行している。また、CDFI の経営状況をモニタリングできる会計ソフトやコンピューターシステムを安価で提供し、随時のモニタリングを行いながら、CDFI をサポートしている。また、貸出金額のうち4分の1をキャッシュデポジットとして One London が持つ。

本スキームは2年前に誕生したばかりの新しいモデルであることから、実績は3件のみと少ないが One London の公的機関としての特徴を生かした新しいモデルであるといえる。

3.3.7 CDFA (The Community Development Finance Association) について

CDFA は、2000 年 10 月ソーシャルインベストメント・タスクフォースが財務大臣に提出した提言に基づき設立された CDFI のアソシエーション組織である。

CDFA は 2002 年に設立され、CDFI セクターの基盤強化、CDFI のステークホルダーや政府に対する理解推進、CDFA のメンバーに対するサポート、個別の CDFA のメンバーとステークホルダーの繋がり強化等を目的に活動を行っている。

スタッフ数は 10 名で、うち 3 名はサポーター・スタッフである。また、オフィスマネージャー、アドミニストレーター、会計担当をひとりずつ置いている。

CDFA の収入のほとんどは政府からの支援である。個別のプログラムを除いた銀行からの寄付は総額で 4 万ポンド (約 588 万円) である。

⁴⁸ One London は、公的資金により運営されていることから、銀行との不当競争を防ぐ上での EU 規制 (ヨーロッパアンハードルレート) よりも高い金利で貸し出しを行うことが義務付けられている。現在のヨーロッパアンハードルレートは EU のレファレンスレート (イギリスの場合は 5.66%) にプラス 4% の 9.66%。従って本ファンドは 9.66% よりも高い金利で貸し出しが行われる。

(1) CDFA による主な活動（CDFI に対する支援）

1) CDFI に対する個別コンサルティングの提供

CDFA では、CITR の投資の拡大や、CITR 対象以外の全分野について、会員に対するコンサルティングサービスを提供している。

コンサルティングは、CDFI の立ち上げ、運営ノウハウの提供、CITR に関する情報提供や申請に関する相談、金融サービスに関するノウハウ提供等が主である。

2) キャパシティ・ビルディング・ファンド（The CDFA Capacity Building Fund）の提供

キャパシティ・ビルディング・ファンド（Capacity Building Fund）は、2004 年に立ち上げられたファンドで、CDFI の組織の発展と成長のための助成金を提供している。具体的には、CDFI の事務局等バックオフィスの効率改善や、コンプライアンスの強化、経営戦略の策定、スタッフ向けの専門的な研修、組織のファンドレイジング、顧客とのコミュニケーションや PR 戦略、CDFI のビジネスプランの構築等が含まれる。助成対象は CDFA のメンバーであり、現在までに 30 以上の助成金を供与した。資金の上限は 3,500 ポンド（約 51 万 4,500 円）であるが、支援を受ける際は同額を自己資金で調達しなければならない（半額補助）。

キャパシティ・ビルディング・ファンドの原資は、Lankelly Chase 財団、Esmée Fairbairn 財団、ロンドン地域開発公社、チャリティ・エイド財団によって提供された。

3) 先進地視察団の派遣

CDFA では、CDFI 先進地であるアメリカに毎年先進地視察訪問団を派遣。訪問団には CDFI のメンバーも参加している。CDFI の組織数が増えたことから、今後はより多くの組織が参加できるよう、EU 圏内や東ヨーロッパのコミュニティ・ファイナンスや協同組織金融について視察も合わせて行う予定であるとのことであった。2009 年 1 月には 2 日間の行程でポーランド・ワルシャワへの国際ナショナル・スタディーツアーが開催され、マイクロファイナンス連合組織や保証基金機構、クレジット・ユニオン、政府機関等への訪問が実施されている。

(2) 銀行との連携について

CDFA は、CDFI のキャパシティ・ビルディングに関してイギリス大手金融機関と協調し、支援を行っている。以下にその主なものを示す。

1) ステップ・チェンジ・プログラム

ステップ・チェンジ・プログラムは、CDFI の組織及びスタッフのキャパシティ・ビルディングを目的とした支援プログラムのひとつである。支援の対象は①債務不履行に関するマネジメントノウハウ、②ガバナンスの確立、③CDFI の支援インパクトや実績の実証・PR、④CDFA メンバー相互の現地訪問の 4 領域である。

ステップ・チェンジ・プログラムは、イギリス大手金融機関バークレイズ銀行（BARCLAYS）によって資金が提供された。バークレイズ銀行は、初年度 9 万ポンド（約 1,323 万円）、2 年目は 11

万ポンド（約1,617万円）の資金提供を行った。

プログラムの一環として実施された研修では、初年度は事業計画やマーケティング、債務不履行の対応、ローン分析についてフォーカスしたプログラムを組んだ。2年目は、債務不履行やローン分析、ガバナンス、達成度の評価により焦点を絞ったアドバンス・コースを設置した。また、CDFI に対する個別の支援（テーラーメイドの支援）も実施されている。

研修には、最初の年は90人程度の受講があった。6つのCDFIについては、より細やかなサポートが必要だとして、補助金を出した。

バークレイズ銀行では、CDFI や CDFA がイギリスで誕生した直後から支援を行ってきた。同行は金融排除を打開することは銀行の社会的責任であり、そのためには長期にわたる取り組みが必要だという認識を表明している。こうした認識に基づきファイナンシャル・インクルージョン（金融サービスへの適切なアクセスの保障）を進めるため、全英クレジット・ユニオン協会と CDFA という2つの全国組織とパートナーシップと組み、各地域の地域金融機関を支援している⁴⁹。

当初はバークレイズ銀行が少額の寄付や補助を個別のCDFIに提供していたが、より効率的な成長を奨励すること、CDFIの専門性の専門性強化を戦略的に行うことを目的に、ステップ・チェンジ・プログラムを始めたとのことであった。

2) リファーマル・プログラム

リファーマル・プログラムとは、RBS銀行がCDFAに対して財政的な支援を行い、運営しているものである。規模はステップ・チェンジ・プログラムと比べ小さいが、RBS銀行に対して融資の申し込みがあった場合、CDFIに対して情報共有を行い、融資につなげる仕組みを持つ。

⁴⁹ バークレイズ銀行の取り組みに関する詳細については、下記を参照のこと。
<http://www.personal.barclays.co.uk/BRC1/jsp/brcontrol?site=pfs&task=articleFWsocial&value=12520>

3.3.8 事例

(1) ロンドン・リビルディング・ソサエティ（London Rebuilding Society : LRS）

1) 設立の経緯と目的、組織構成

ロンドン・リビルディング・ソサエティ（London Rebuilding Society : 以下 LRS）は、ロンドンのボランティア組織やチャリティグループ、コミュニティグループに対して資金支援とテクニカル・アシスタンスを行う CDFI である。

活動対象エリアはロンドン全域で、金融アクセスが難しいグループ、社会的目的を持ったグループに対する支援をうたっている。

LRS の設立は 2001 年で、行政組織や他の CDFI、グループ等の 16 団体の協力のもと立ち上げられた。

LRS 創業時の財源は、公共セクターから調達した。地域開発公社が実施する Regeneration Program（地域開発公社による補助金のひとつ）から 40 万ポンド（約 5,880 万円）を受け、うち 25 万ポンド（約 3,675 万円）を資本として扱った。その他のチャリティーからも多額の補助金を受けている。チャリティーからの援助は、主に後述する Mutual Aid Fund の原資として調達したものである。さらにフェニックス・ファンドからも 90 万ポンド（約 1 億 3,230 万円）を受けた。これらをあわせ 115 万ポンド（約 1 億 6,905 万円）の資本で活動はスタートした。

スタッフは、13 名。このうちソーシャル・エンタプライズに関連する業務を行うメンバーは 4 名で、それぞれ SE の開発・アドバイス・財務・トレーニング、ビジネス分析・マーケティング・融資先の審査等を担当している。

2) 融資対象と実績

融資メニューは①ソーシャル・エンタプライズ・ファンド（Social Enterprise Fund）、②Assistance and Business Loans for Ethical Enterprise (ABLE) Fund、③LDA/ERDF Social Enterprise Loan Fund、④Mutual Aid Fund の 4 つである。

ソーシャル・エンタプライズ・ファンドは、社会的利益のために活動するソーシャルエンタプライズを対象とし、5,000 ポンド～50,000 ポンド（約 73 万 5,000 円～約 735 万円）を融資する融資メニューである。

融資対象は、運転資金・つなぎ資金・設備購入費・不動産購入費等である。

CDFI はローン 1 件ごとに地域開発公社から資金を得ることができる。通常の場合は 1 ローンにつき、2,000 ポンド（約 29 万 4,000 円）、貸し出し実績に乏しく手厚い支援が必要な地域に対してはさらに 500 ポンド（約 7 万 3,500 円）の報酬が得られる。問題のない融資先ならば 2,000 ポンドでカバーできることもあるが、問題のある融資先では審査に 10 日間ほどの時間を要することもあり、コストの相殺には苦勞が伴っているとのことであった。

通常の貸出金利は、①ソーシャル・エンタプライズ・ファンドの場合 9.25%、④Mutual Aid Fund では 6% である。平均的な融資期間は 3 年とのことであった。

現在までの 7 年間の累計損失額は 22% に達しているが、特に初期の損失額が大きく、年度ごと

の損失額は現在減少傾向にあるとのことである。

3) 他の金融機関との協調について

融資先の事業のうち、金額が大きい場合について、他行と協力して貸付を行う場合があるとのことであった。この場合、コーポラティブ・コミュニティ・ファイナンス、フェア・ファイナンス、GLE One London (3.3.6 GLE One London によるホールセール・ローンファンドについて参照)、トリオドス銀行、チャリティー銀行の5つの金融機関と協力し貸し付けに至るケースが見られる。この理由は、LRS の融資には上限があること、もう1つは、LRS の融資が担保を必要としないため、銀行からの融資の不足分を LRS からの融資で補うためである。他のパートナーとも話し合いを行い、融資を実施しているとのことであった。

4) CITR の活用状況について

LRS は CITR の制度開始初年度に CITR 対象組織としての認定を受けた。LRS は、もともと産業共済組合 (Industrial and Provident Society) ⁵⁰であるため、株式発行による資金調達を実施すべく取り組みを進めていたが、必要額には満たなかった。そうした状況の中で CITR がスタートしたため認定を受けたものの、結果として CITR による収入増は思ったほどではなかったとのことであった。こうしたことから 2008 年度は 60 万ポンド (約 8,820 万円)、2009 年度は 70 万ポンド (約 1 億 290 万円) の融資を銀行から受ける予定である。

⁵⁰ イギリスにおける協同組合の法人形態の一種。産業共済組合法により規定された組織で、組合員やコミュニティのための事業を行うことを目的とし、事業で得られた利益は、更なる事業に投資が行われる。株式を発行し資本調達をすることができる。

(2) ファンデーション・イースト (FOUNDATION EAST LIMITED : FE)

1) 設立の経緯と目的、組織構成

ファンデーション・イースト (FOUNDATION EAST LIMITED : 以下 FE) 発足のきっかけは、数年前にイギリス環境省によって設立されたコートサイド・エージェンシー (イギリスの農村地域の振興策検討のための研究機構)、マンチェスター近郊の Suffolk 大学、イングランド東部を所管する地域開発公社 (East England Development Agency) により実施された調査研究であった。この調査研究では、イギリス農村地域におけるコミュニティ・ファイナンスの需要調査が実施され、調査から数年後には FE の母体である民間 CDFI 組織、サフォーク・リジェネレーション・トラスト (Suffolk Regeneration Trust) が発足した。

サフォーク・リジェネレーション・トラストは、数年間の活動の後、サフォーク地区に留まらないイングランド東部エリアのコミュニティ・ファイナンス・サービスの提供の必要性を認識、2006 年に名称を変更し FE として活動を始めた。現在は東部 6 州 (ケンブリッジ州、エセックス州、ノーフォーク州、サフォーク州、ベッドフォードシャー州、ハートフォードシャー州) の 6 つにまたがり活動を行っている。



FE の法人格は、産業共済組合 (Industrial and Provident Society) である。したがって、組合員からの投資により資金を調達している。誰でも FE の組合員となることはできるが、非組合員は投資することはできない。なお公共団体が資金提供することもできる。

設立から 5 年が経過し、現在組合員は 50 名。組合員の投資額は 100 ポンドから 2 万ポンド (約 14,700 円から 294 万円) まで様々である。組合員は RBS 銀行、ロイズ銀行、バークレー銀行等の金融機関や、エセックス州政府、ハウジング・アソシエーション等の公的機関、一般市民等である。FE の最大の投資家は地元弁護士とのことであった。

現在資本金は 75 万ポンド (約 1 億 1,025 万円) である。資本金を引当として金融機関から 230 万ポンド (約 3 億 3,810 万円) の借入を行った。

また東部イングランド地方の地域開発公社である EDA (East of England Development) から 5 年間で 45 万ポンド (約 6,615 万円) の資金を受けており、この資金は、事務所費等に充当している。金利収入が 12 万ポンド (約 1,764 万円)。全体支出が 37 万ポンド (約 5,439 万円) で約 10 万ポンド (約 1,470 万円) の赤字とのことであった。今後貸し出し件数が増え、金利収入を増やすことで、このギャップを埋めることを想定している。

FE 設立当初には、3 年間のみフェニックス・ファンドからの資金支援を得たとのことであった。

スタッフは、FE の補佐官が 2 名、サポーティング・スタッフが 2 名、ビジネスローンマネージャーが 5 名である。ビジネスローンマネージャーは 4 名で 6 つの県をカバーしている。さらに 1 名のビジネスローンマネージャーが個人向け融資を担当している。補佐官のうち 1 名はイギリスの大手金融機関である HSBC 銀行に 15 年間勤務した経歴を持ち、他のスタッフも同様金融業界での職務履歴を有している。

2) 融資対象と実績

FE では、ビジネス向け融資、個人向け融資、Community Land Trust と呼ばれる地域再生・開発に関わる様々な活動を展開している。

融資金額は 500 ポンドから 5,000 ポンド（約 7 万 3,500 円から約 73 万 5,000 円）であり、平均金利は 17.1% である。融資期間は半年から 10 年の間である。

貸出実績を件数で見ると、ビジネス向け融資は 115 件、132 万ポンド（約 1 億 9,404 万円）、個人向け融資は 235 件、19 万 5,842 ポンド（約 2,878 万 8,774 円）、合計で 235 件、152 万ポンド（約 2 億 2,344 万円）であった。金額ベースでは 8 割弱をビジネス向け融資が占め、Community Land Trust が 2 割程度、残りを個人向け融資が占めている。

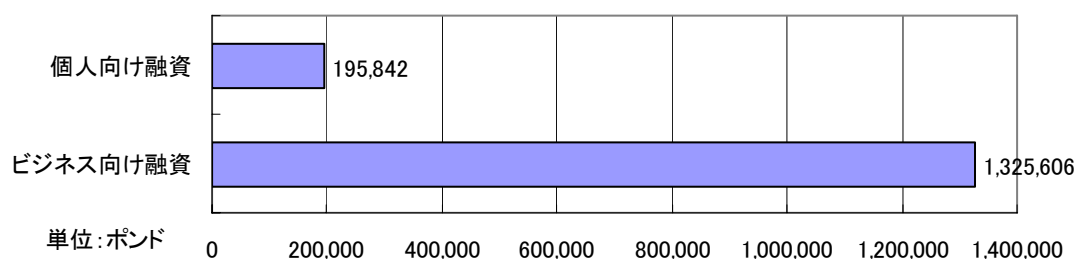
FE の融資件数、金額はともに増加傾向にある。2007 年 4 月から 2008 年 3 月までにビジネス向け融資の申請は 350 件あった。2008 年度の実績は、4 月から 11 月の間には 560 件あり、年度末までには 800 件に達する見込みである。

最初の 3 年間で、融資額は 75 万ポンド（約 1 億 1,000 万円）、今年は 152 万ポンド（約 2 億 2,344 万円）にまで増加した。平均融資額は、現段階では 1 万 2,000 ポンド（約 176 万円）だが、年末には 1 万 5,000 ポンド（約 220 万円）にまで上昇する見込みである。

州別にみると、サフォーク州が 68 万 3,778 ポンド（約 1 億 51 万 5,366 円）と最大で、次いでノーフォーク州、エセックス州が続く。

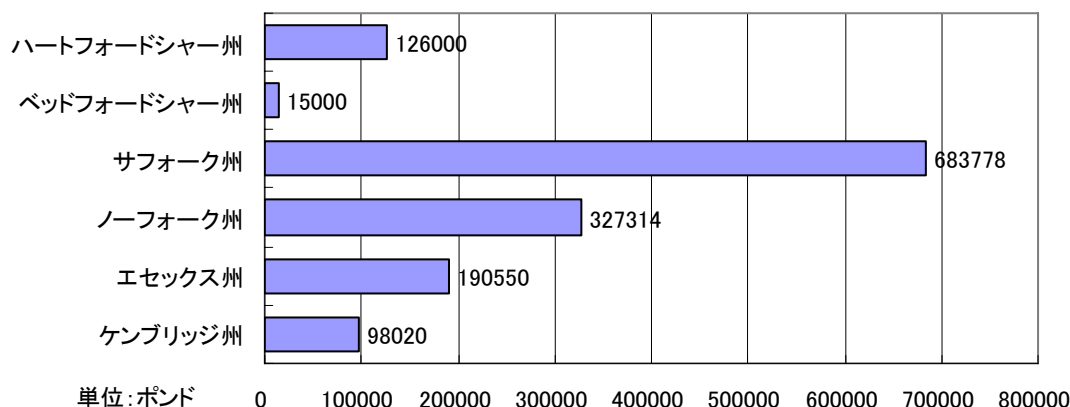
2008 度の不良債権は 8 % となる予定である。

図表 5-42 貸出実績（対象別、2004 年度～2008 年度）



(資料) 「FE Annual Review2007-2008」より三菱UFJ リサーチ&コンサルティング作成

図表 5-43 貸し出し実績（地域別、2004 年度～2008 年度）



(資料) 「FE Annual Review2007-2008」より三菱UFJ リサーチ&コンサルティング作成

融資を行う際には、貸し出し先に対し平均して7時間程度の事業サポートを行っている。このための費用は地域開発公社からの補助を充てている。地域開発公社からは現在5年間にわたる補助の契約を獲得している。但しサポートに必要な時間数は団体・個人により様々であるため定式化はしておらず、2～3時間程度ですむ場合もあれば、10時間程度かかる場合もあるとのことであった。

3) 他の金融機関との協調について

FE では、銀行を始めとする他の金融機関との関係構築に向けて、東部6州で活動する金融機関に対して組織に関する情報の発信を行っている。また「事業報告及び財務・資産に関する報告書 (Report and Financial Statements)」を WEB 上で公開。活動状況の公開に努めている。スタッフの多くが金融機関出身者で占められていることもあり、他の金融機関とのネットワークは良好であり、銀行では融資を受け付けられない融資申込みが発生した場合に、金融機関から FE に対して照会、融資に繋がるケースもままある。

3.4 イギリスにおける CDFI 支援の特徴—各主体が果たした役割を中心に

以上を踏まえて、イギリスにおける CDFI 支援の特徴を、関係各主体（政府、それ以外の公的機関、CDFA、個別 CDFI、大手金融機関、その他個人・法人）の順に概括してみたい。

3.4.1 政府（主に旧貿易産業省、規制改革省）

政府の果たした役割は、90 年代後半から徐々に盛り上がりを見せていたソーシャルエンタプライズやコミュニティ・ビジネスの支援方針を明確化し、推進部局を設置したこと、各種専門家を集めて必要な政策を討議、政策をパッケージ化し、CDFI の絶対数の増加と基盤強化に向けてフェニックス・ファンドに代表される大規模な支援策を講じたことにある。また CDFI に対する投資優遇税制を設置することで、CDFI がより広く個人・企業から資金調達を行う可能性を開いた。

3.4.2 それ以外の公的機関

地域開発公社等の公的機関は、旧貿易産業省からの業務移管を受け、CDFI に対する財政的支援に関する業務を担った。また GLEOne London により設置されたホールセール・ローンファンドの例のように、公的機関が出資を行うことで、CDFI の資金調達に関する環境整備を行い、ガバナンスの強化を行いながら貸し倒れリスクを共に分け合う仕組みも登場した。

3.4.3 CDFA

政府の答申を受け、独立した民間組織として CDFI セクターの発展に向けた基盤整備を行った。役割のひとつは、金融機関への CDFI セクターの理解促進や、政府に対するロビー活動等の他セクターとの関係構築であった。もうひとつは、CDFI セクターに対する研修機会や能力向上にむけた機会を提供することで、CDFI の成長と健全な競争を促したことにある。

3.4.4 CDFI

個別の CDFI は、政府補助や金融機関からの借入や寄付、財団からの寄付・補助、投資家からの出資等によりそれぞれ資金調達を行い、金融業としての事業運営を行った。借り手に対しては事業計画の作成や改善アドバイスをを行い、より良い事業者として成長させるべくサポートを行った。

3.4.5 大手金融機関

CDFI を金融排除根絶に向けたパートナーのひとつだと認識し、CDFI の基盤強化に向けて協力を行った。また、CDFI に対する貸し出しにより、事務局経費や資本の調達を可能にした。

3.4.6 その他個人・法人

CITR を活用し、CDFI に対する投資を行った。2003 年から 2008 年までの総計での資金調達額は 4730 万ポンド（約 69 億 5,310 万円）と制度設置時の政府想定に比すると振るわなかったが、事例調査からはこれ以外にも CDFI に対する寄付や出資、株式の購入等により協力がみられることがわかった。

3.5 わが国における政策的なインプリケーション

イギリスにおいて重要な政策課題であった環境事業をはじめとするソーシャル・エンタプライズあるいはコミュニティ・ビジネスの支援、コミュニティ・ファイナンスの促進は、CDFI を始めとする民間組織の育成によって取り組まれてきた。ここではイギリスの事例から得られた政策的なインプリケーションをとりまとめる。

3.5.1 CB 支援におけるインフラとしての、CDFI の位置づけの必要性

2000 年にソーシャル・インベストメント・タスクフォースによって提出された提言では、イギリスに古くからの伝統としてある慈善型活動を超え、ソーシャル・エンタプライズが事業や雇用を創出する力強さを持つためには、コミュニティにおける起業と、それを促進する政府の支援策が必要であることが訴えられた。この結果、全予算 6,500 万ポンド（約 95 億 5,500 万円）に上るフェニックス・ファンドが立ち上げられ、大規模な支援を実施、結果として多くの CDFI が地域に誕生した。

また 2002 年には財務省より「サービス提供におけるボランティアセクターの役割」が発表され、省庁横断的な政策提言の必要性が訴えられている。

こうしたことから、支援においては政府がソーシャル・エンタプライズやコミュニティ・ビジネスの支援方針を明確化すること、CDFI を CB 支援における基礎的インフラとして認識すること、省庁横断的に取り組むことが重要であることがわかる。

3.5.2 CDFI のニーズに対応した資金流入の促進—民間資金の流入拡大施策と基盤強化のための公的資金の活用

CDFI の基盤整備、特に資金的基盤の構築においては、民間資金の流入拡大と同時に基礎基盤強化のために公的資金が不可欠であることがわかる。ひとくちに資金的基盤の構築といっても、活動を行う組織の事務経費の補填と貸出先へのサポート費用、貸出原資の確保では資金の性格が異なり、CDFI のニーズに応じて資金調達源を多様に用意する必要がある。

イギリスにおいては、CDFI の必要な資金ニーズに応じて資金流入の促進を行っている。

具体的には CDFI の立ち上げやバックオフィスの機能強化には、フェニックス・ファンドやそれを継承した地域開発公社からの補助等、公的性格の強い資金が活用され、資本拡大のための資金には、銀行調達や CITR 制度の活用が目指されている。

2002 年から運用が開始された CITR では、2003 年から 2008 年までの投資総額が 4,730 万ポンド（約 69 億 5,310 万円）に上る。CITR は貸し出し原資としての活用が一般的であるため、事業意欲が旺盛で、拡大傾向にある CDFI にとっては、効果的な仕組みであると言える。一方で CITR を活用する場合、CDFI は預貸率 75%以上であることが求められるため、バックオフィス機能が弱い CDFI にとっては厳しい要件となっている。

また、GLEOne London により設置されたホールセール・ローンファンドでは、地域開発公社等の公的セクターからの資金支援により、CDFI の貸し倒れリスクを共に分け合う形で、チャレンジ度合いの高いレンダーに対する資金提供を可能にしている。

現地調査では、2000 年度以降の政府支援は合計 7,450 万ポンド（約 10 億 9,515 万円）に上るが、それでもまだ継続的な支援が必要であるとの認識が規制改革省から示された。また、CDFA からは継続的な支援、個別の CDFI が中期計画等を作成する際に事業見通しが立てやすいように、数年にわたる支援あるいは一貫性のある支援が必要だとの意見が聞かれた。特に事務局経費のサポートについては、CITR による税制優遇ではカバーすることができず、補助が必ず必要ということが、規制改革省、金融庁、CDFA、個別の CDFI の全てのアクターからの共通した意見であった。

ここから、CDFI の支援には、必要な資金ニーズに応じて資金循環を促進させるインセンティブが重要であることがわかる。CITR 等の優遇税制により個人・企業からの投融資を促進させること、公的セ

クターと民間セクターが協力して、リテラーのガバナンスをコントロールした上で、チャレンジ度合いの高い事業に対しても CDFI が資金提供を行える環境を整備していくこと等がその例である。但し民間資金の流入拡大施策は進めながらも、やはり事業基盤を根本的に支える政府補助は不可欠というのがイギリスでの経験からの結論であるといえる。

3.5.3 既存金融業界との関係促進の重要性

ソーシャル・エンタプライズ、コミュニティ・ビジネスの発展に向けては、CDFI と既存金融機関の連携・協力も重要であることがわかった。

イギリスでの事例からは、金融排除根絶に向けた金融機関が CDFI の協力があることと、借り手と貸し手のミスマッチの解消に向けた情報共有促進への向けた模索が行われていることが伺える。

上述したパークレーズ銀行の例では、最初は大額寄付・補助を CDFI に対し出していたが、次第に専門性強化に向けたキャパシティ・ビルディングの重要性を認識、ステップ・チェンジ・プログラムという形でより戦略的なサポートを行うこととなった。また例えば金融排除根絶に関する全英組織「Transact」では、RBS が 2006 年～2007 年に 20 万ポンド（約 2,940 万円）を提供し、CDFI や金融庁をはじめ 1,000 を超える組織と協力し金融排除根絶に向けた取り組みを行っている。

また、CDFA と RBS が協力して行っているリファーマル・プログラムは規模は小さいものの、窓口で融資を断られた個人や事業者が CDFI を通じて再度融資申込みにチャレンジする糸口をもたらし意義を持つ。FE がイングランド東部 6 州で実施している銀行とのネットワーク強化にむけたチャレンジについても同様のことが言える。

3.5.4 信頼性向上にむけた政府と CDFI の協調

イギリスの CDFI が現在直面している課題のひとつに、組織の信頼性向上がある。特に、CITR の利用拡大を含む、CDFI への個人・企業からの投融資については、今後の CDFI セクター全体の発展には欠かせないものであり、情報公開やガバナンスの向上、金融サービス業としてのリスク管理等の課題が残されている。

現地調査では特に、CDFI に関する法的整備が不足していることに対して、今後の課題とする反応が多く見られた。規制改革省からは今後数年以内に法的基盤整備にむけた取り組みを行っていくことが示された。但し法的基準を政府が整備する場合においても、CDFI セクター、特にアソシエーション組織である CDFA との連携の上で実施するとの意向が示された。

CDFA は金融庁と協力し自主基準である「Code of Practice (運営に関する適正基準)」を制定。規制に先んじて CDFI セクター全体の透明度と信頼性向上に取り組んでいる。

CDFI の基盤整備には時間をかけて取り組む必要がある。またイギリスにおいては法整備にはある程度時間がかかるものと思われる。しかし自主基準等の自発的取り組みにより社会からの信頼を徐々に獲得しながら、政府と協調の上法整備に取り組むことが、柔軟な運営と情報公開等の透明性の両者が求められる CDFI には必要であると考えられる。

III. わが国の市民出資市民金融／環境と金融に関する諸施策への反映に向けて

各事例から得られた政策的な示唆を踏まえ、わが国において市民出資・市民金融あるいは環境と金融に関する諸施策への反映を検討する際に、重要だと考えられるポイントは下記の通り。

図表 5-44 諸施策への反映において重要だと考えられるポイント

- | |
|--|
| (1) 市民出資・市民金融、あるいは環境と金融に関する政府共通のビジョンとビジョンに基づく省庁間連携
(2) 金融機関との連携促進の必要性
(3) 施策の費用対効果の比較検討と客観的把握の必要性
(4) 柔軟な制度運用と、それを可能とする関係各所との協調 |
|--|

(1) 市民出資・市民金融、あるいは環境と金融に関する政府共通のビジョンとビジョンに基づく省庁間連携

【GFS】

- ・ オランダ政府は、「環境問題解決に金融的手法が不可欠」という明確な認識を持つ
- ・ 環境負荷の高いものに対する高賦課、低いものへの低賦課という税による政策誘導の姿勢が明確である
- ・ 住宅・国土計画・環境省、財務省、農業・自然・食品安全省といった省庁が連携してスキームを構築。またオランダ中央銀行も協力。但し環境面でのイニシアチブは環境省、税優遇面でのイニシアチブは財務省が持つ等役割分担は明確

【CDFI】

- ・ 政府内に「金融排除の撲滅・マイノリティ支援は（EUからのプレッシャーもあり）至上命題である」という認識が存在している。
- ・ 労働党政権においては、「ソーシャル・エンタプライズ（または CB）創出と雇用拡大は最重要方針のひとつ」である。
- ・ ソーシャル・エンタプライズ（または CB）創出において、政府の直接支援ではなく、CDFI をインフラとして整備する方がより効率的な支援に繋がると認識している。
- ・ 規制改革省（旧貿易産業省）・内閣府・金融庁・各地方の地域開発公社等が連携し、それぞれが CDFI セクターとも対話を行いながら支援策を講じている

わが国の施策反映において重要なポイント

- ・ 支援においては財政的な負担、法整備、省庁間調整も必要になることから、環境問題解決に金融手法を生かすという大方針や、CB 支援についての明確な姿勢が重要ではないか。またその姿勢に基づいた政府共通ビジョンあるいは統一的取り組みが必要ではないか
- ・ 税制優遇等の手法は、環境事業のイノベーションや CDFI セクターの成長、あるいは金融排除の撲滅等、明確な政策の方向性に基づき実施されるべきではないか

(2) 金融機関との連携促進の必要性

【GFS】

- ・ 政府は GFS 成功には銀行との協力が不可欠であると認識。参加するどの金融機関にとってもメリットのあるスキームづくりに取り組む
- ・ スキームづくりにおけるイニシアチブは環境省が持ちながらも、金融機関との4半期に一度の定期ミーティングを実施。常に対話を行うことで、金融機関と政府が共に成長。

【CDFI】

- ・ 金融機関は、CDFI を金融排除の打開やマイノリティ支援を進める上でのパートナーとして位置づけている。
- ・ 地域再生やマイノリティ支援等の分野においては、ソーシャル・エンタプライズに対する役割理解がある。

わが国の施策反映において重要なポイント

- ・ GFS の場合、金融機関にスキームのメインプレーヤーとしての役割が期待されている。CDFI の場合、金融機関には「CB を支えるインフラとしての CDFI」に対するサポート機能と、金融機関では貸し出し難い個人・法人を CDFI へつなぐことで、金融排除を打開する取り組みを行うことに期待がかけられている。
- ・ わが国においては欧米諸国に比べと金融排除やコミュニティ再生に関する取り組みは端緒に終わったばかりであり、CB や社会的事業に対する認識に乏しい。
- ・ また、環境金融については拡大傾向にあるものの、よりいっそうの取り組み促進が求められるところである。
- ・ こうしたことからわが国では、金融機関に対し、環境金融に対するより一層の理解促進を進めること、環境CBを事業上のステークホルダーとして認識すること CF 等を環境や地域再生等の分野における事業上のパートナーとして理解促進を進めることが必要ではないか。

(3) 施策の費用対効果の比較検討と客観的把握の必要性

【GFS】

- ・ 直接的な税収減があるものの、それを上回る投資効果が存在していることが認知されており、効果的かつ持続可能な仕組みであると考えられている
- ・ スキーム導入による副次的効果（環境事業のイノベーションが進む、環境事業への投融資に対する市場開拓に繋がる、金融機関を引き込むことができる）についても認識がある
- ・ GFS のもたらすマイナス効果（健全な市場の育成の阻害に繋がる可能性）にも留意し、欧州委員会への報告タームに合わせて効果を検証

【CDFI】

- ・ SE 支援のためには「CDFI セクターを育てる」ことが効果的・効率的と判断されている
- ・ 政府補助による大規模支援資金、アソシエーション組織の設立等により、セクターとしての成長を促進させる要因が政府により埋め込まれている

- ・ 税制優遇制度（CITR）により民間資金の流入を拡大することで、公的資金を減少させる方向性へシフトしている（但し現段階では発展途上）

わが国の施策反映において重要なポイント

- ・ 施策における直接的な税収減のみに拘泥するのではなく、補助と比した場合の効果の高さ（環境事業のイノベーションを前進させる効果、税優遇により金融機関の環境事業への市場開拓を進める効果、CB をより効率的に促進させる効果等）にも留意し施策検討を行うべきではないか。
- ・ また施策実施においては、効果の客観的把握を行い、スキームがもたらす逆作用にも十分留意した上で検討を実施すべきではないか。

(4) 柔軟な制度運用と、それを可能とする関係各所との協調

【GFS】

- ・ 環境事業の認定要件は、あくまでも革新的事業に対する促進を目的とするという観点から常に見直されている。
- ・ 事業者が税制優遇を伴わない一般の手段によって資金調達が可能だと判断した場合には、認定要件の見直しが行われる。見直しの際には金融機関との4半期に1度の検討会の意見が活用される。
- ・ このことが、①行き過ぎた保護を防ぐこと、②環境事業への融資を増大させることの両面を可能にしている。

【CDFI】

- ・ CITR の運用をめぐるのは、現状の不振を巡って政府内外での議論を実施。今後の認定要件の見直しに向けて取り組みが進められている。
- ・ アソシエーション組織である CDFA と政府（金融庁、規制改革省）は常に対話を実施。信頼性向上に向けた自主基準の策定には金融庁が協力している。

わが国の施策反映において重要なポイント

- ・ 制度設計上、民間（金融機関やCF 等）の協力が重要となることから、政府内のみならず関係各所との設計段階からの協力が必要不可欠ではないか。
- ・ スキーム構築段階のみならず、運用過程での絶え間ない見直しが必要不可欠ではないか。
- ・ 環境問題解決に金融的手法が不可欠という前提に立ちながらも、市場の競争原理を損なわず、各主体の参加意欲を促進させる要因を生み出すことが必要ではないか。